

市民部の概要

(令和6年度(2024年度)版)

函館市市民部

目 次

§ 1	市民部の機構と事務	
1	機構	1
2	事務分掌	2
§ 2	市民部関係予算	
1	一般会計	7
2	特別会計	
(1)	国民健康保険事業特別会計	8
(2)	後期高齢者医療事業特別会計	10
§ 3	市 民 生 活	
1	市民相談の概要	
(1)	一般・行政相談	11
(2)	市民特別相談	13
(3)	犯罪被害者の相談	15
2	多重債務相談の概要	
(1)	本市の多重債務相談の特色	15
(2)	多重債務問題の未然防止	16
3	消費者行政の概要	
(1)	消費生活センター	17
(2)	消費者意識向上啓発事業	20
(3)	製品表示等に関する立入検査業務	20
(4)	石油製品小売価格調査	20
4	市民生活推進	
(1)	町会組織	21
(2)	認可地縁団体	21
(3)	町会活性化推進事業	21
(4)	町会交付金	23
(5)	町会会館建設費等補助金	24
(6)	町会備品設備整備費補助金	24
(7)	街路灯設置等および電灯料補助金	25
(8)	地域安全安心促進交付金	25
(9)	特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金	26
(10)	函館市地区・方面別町会名	27
5	人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）	28

§ 4 男 女 共 同 参 画

1 男女共同参画に関する施策の概要

(1) 函館市男女共同参画推進条例の制定	29
(2) 男女共同参画審議会	29
(3) 男女共同参画苦情処理制度	30
(4) 主な事業の概要	30
(5) 函館市パートナーシップ宣誓制度	32
(6) 女性つながりサポート事業	32
(7) 女性団体への運営補助	33
(8) 函館市女性センターにおける施策の推進	33
(9) 市長と女性の意見交換会	33

§ 5 インクルージョン推進事業

1 インクルージョンに関する施策の概要

(1) インクルージョン推進事業	35
------------------	----

§ 6 国民健康保険事業（別掲こくほはこだて参照）

§ 7 国 民 年 金 事 業

1 国民年金事業の概要

(1) 国民年金の被保険者	37
(2) 国民年金の保険料	38
(3) 国民年金の給付	39
(4) 福祉年金	43

2 年金生活者支援給付金

(1) 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金	43
(2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金	43

3 国民年金事業の実施状況

	44
--	----

§ 8 後期高齢者医療事業

1 後期高齢者医療事業の概要

(1) 後期高齢者医療制度について	47
(2) 本市の被保険者数の推移（各年度末）	47

2 後期高齢者医療制度の主な内容

(1) 対象者（被保険者）	48
(2) 受けられる給付	48
(3) 一部負担金	48
(4) 高額療養費支給制度と自己負担限度額	49

(5) 高額介護合算療養費支給制度	51
(6) 低所得者への軽減措置	51
(7) 現役並み所得者の高額療養費の適用について	52

§ 9 戸 籍 業 務

1 戸籍・住民基本台帳に関する業務の概要	
(1) 戸籍，住民基本台帳等制度	53
(2) 函館市の人口	53
(3) 事務処理の効率化	53
2 公的個人認証サービス	54
3 住民基本台帳ネットワークシステム	54
4 市民サービス向上に係る取組	
(1) 電話予約による住民票の写し等の交付	55
(2) オンライン申請	56
(3) 戸籍住民窓口待合状況閲覧システムの導入	57
(4) キャッシュレス決済の導入	57
5 マイナンバーカードの訪問型出張申請受付等業務	57

§ 10 住居表示整備事業

1 住居表示整備事業の概要	
(1) 住居表示整備事業	65
(2) 旧町名保存継承記念碑設置事業	65
2 函館市住居表示審議会	67

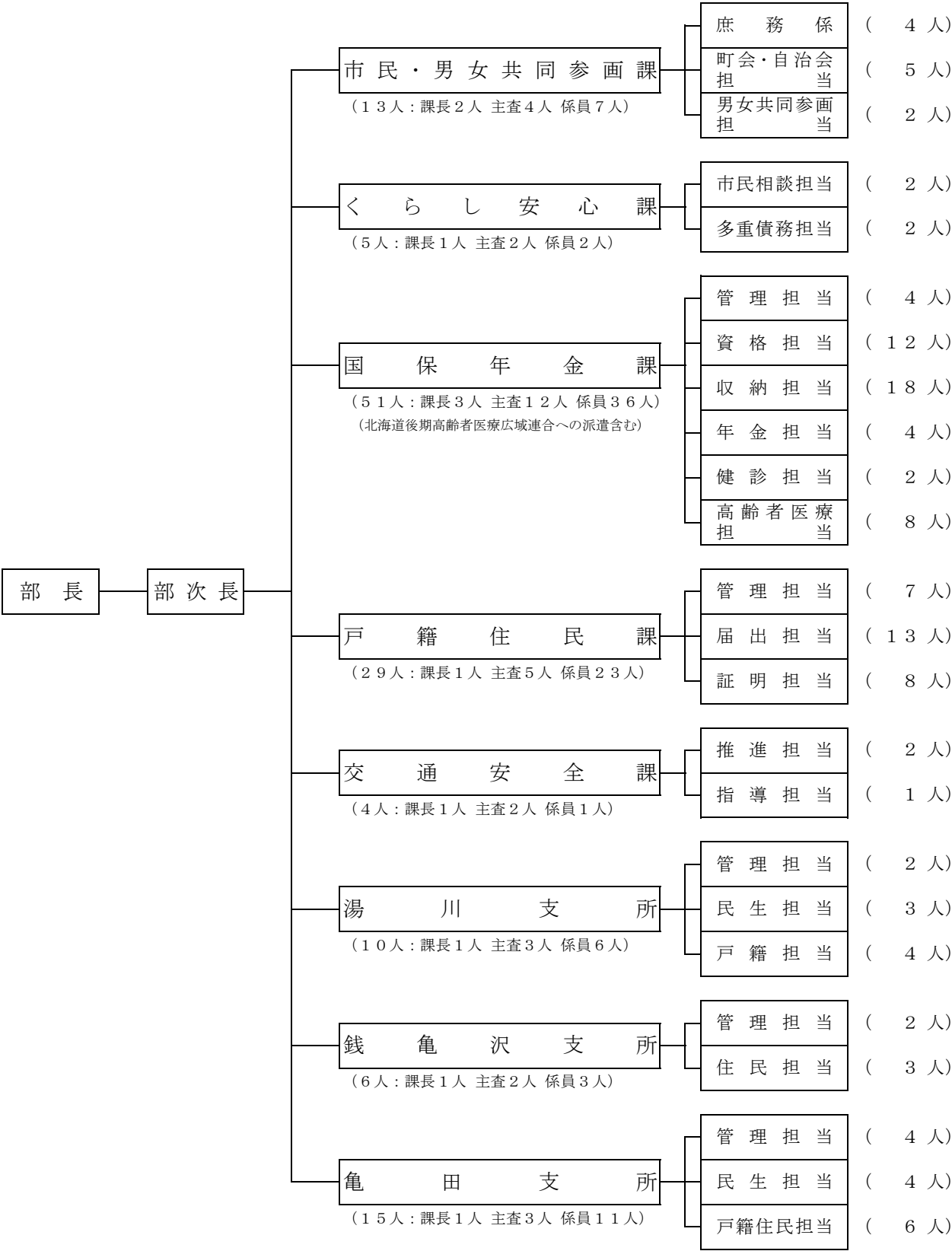
§ 11 交通安全対策事業

1 交通安全対策事業の概要	
(1) 交通安全運動の推進	69
(2) 交通指導員の配置	69
(3) 幼児交通安全クラブ	70
(4) スクールゾーン・幼児ゾーンの警戒標識の設置	70
(5) 梁川公園内交通公園	70
(6) 函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金	71
(7) 市内交通事故の状況	72
2 函館市交通安全対策会議	73
3 函館市違法駐車等防止条例の制定	75
4 函館市交通安全条例の制定	77

§ 12	湯川支所	
1	概況	79
2	窓口業務受付状況	80
(1)	管理担当	81
(2)	民生担当	83
(3)	戸籍住民担当	84
§ 13	銭亀沢支所	
1	概況	87
2	窓口業務受付状況	88
(1)	管理担当	89
(2)	住民担当	91
§ 14	亀田支所	
1	概況	95
2	窓口業務受付状況	96
(1)	管理担当	97
(2)	民生担当	99
(3)	戸籍住民担当	100

§ 1 市民部の機構と事務

1 機構（令和6年(2024年)4月9日現在）



区分	部長	次長	課長	主査	係員	計
人員	1	1	11	33	89	135

2 事務分掌

[令和6年4月1日現在]

市民・男女共同参画課

- (1) 町会等の住民自治組織に関すること。
- (2) 市民憲章に関すること。
- (3) 自衛官および自衛官候補生の募集事務に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する施策の推進および調整に関すること。
- (5) 男女共同参画苦情処理委員に関すること。
- (6) 男女共同参画審議会に関すること。
- (7) 女性センターに関すること。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。

くらし安心課

- (1) 多重債務に関すること。
- (2) 市民の相談に関すること。
- (3) 市民特別相談に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 消費生活センターに関すること。

国保年金課

- (1) 国民健康保険事業運営安定化の総合的計画の作成等に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る報告等に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 保険給付等に関すること。
- (5) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (6) 診療報酬明細書に関すること。
- (7) 国民健康保険の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (8) 国民健康保険料の賦課に関すること。
- (9) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (11) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関すること。
- (12) 滞納処分に関すること。

- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 特定健康診査に関すること。
- (15) 国民年金の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (16) 国民年金保険料の免除に関すること。
- (17) 国民年金の給付に関すること。

戸籍住民課

- (1) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (2) 戸籍および住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (3) 戸籍および住民基本台帳等の事務の連絡調整に関すること。
- (4) 中長期在留者に係る住居地の届出および特別永住者に係る特別永住許可等に関すること。
- (5) 個人番号の指定および通知に関すること。
- (6) 個人番号カードに関すること。
- (7) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (8) 身分証明等に関すること。
- (9) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (10) 火葬，埋葬等の許可に関すること。
- (11) 住民実態調査に関すること。
- (12) 人口移動統計に関すること。
- (13) 人口動態調査に関すること。
- (14) がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票に関すること。
- (15) 住居表示に関すること。
- (16) 住居表示審議会に関すること。
- (17) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (18) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (19) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。

交通安全課

- (1) 交通安全対策の推進および連絡調整に関すること。
- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) 交通安全対策会議に関すること。

湯川支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)。
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他湯川支所が所掌する事務

銭亀沢支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。

- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 旧軍人等の恩給に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 日本赤十字社に関すること。
- (11) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関すること。
- (13) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (14) 福祉事務所湯川福祉課との連絡その他社会福祉に関すること。
- (15) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (16) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (17) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (18) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (19) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (20) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (21) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (22) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)。
- (23) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (24) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (25) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (26) 身分証明等に関すること。
- (27) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (28) 火葬、埋葬等の許可に関すること。
- (29) 住居表示の証明に関すること。
- (30) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (31) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (32) 市税に係る諸証明および相談に関すること。

(33) その他銭亀沢支所が所掌する事務

亀田支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)。
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他亀田支所が所掌する事務

§ 2 市民部関係予算

1 一般会計

【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和6年度当初	令和5年度6月補正後	差引増減
使用料及び手数料	105,155	102,150	3,005
行政財産使用料	36	36	0
女性センター使用料	50	50	0
公園使用料	6,244	4,087	2,157
戸籍手数料	98,824	97,976	848
証明等手数料	1	1	0
国庫支出金	526,366	677,306	△ 150,940
国民健康保険基盤安定等負担金	280,715	297,263	△ 16,548
社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金	188,132	323,733	△ 135,601
地域女性活躍推進交付金	3,546	4,198	△ 652
自衛官募集事務委託金	239	262	△ 23
中長期在留者住居地届出等事務委託金	681	781	△ 100
人口動態調査委託金	246	248	△ 2
国民年金事務委託金	51,146	49,136	2,010
年金生活者支援給付金事務委託金	1,661	1,685	△ 24
道支 出 金	1,962,303	1,974,182	△ 11,879
国民健康保険基盤安定等負担金	1,034,073	1,077,717	△ 43,644
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	922,877	830,393	92,484
消費者行政強化事業費補助金	4,853	5,672	△ 819
交通公園施設整備事業費補助金	0	59,900	△ 59,900
地域人権啓発活動活性化事業委託金	500	500	0
財産収入	1,159	1,158	1
寄付金	323	341	△ 18
諸収入	10,903	5,948	4,955
預金利子	1	1	0
後期高齢者医療広域連合受託事業収入	5,824	0	5,824
私用電話料	1	1	0
広告収入	198	132	66
消費生活相談業務負担金	2,348	2,598	△ 250
その他の雑入	2,531	3,216	△ 685
市債	6,100	109,700	△ 103,600
町会会館建設費補助事業債	6,100	12,500	△ 6,400
交通公園施設整備事業費	0	97,200	△ 97,200
歳入合計	2,612,309	2,870,785	△ 258,476

【歳出】

(単位：千円)

科 目	令和6年度当初	令和5年度6月補正後	差引増減
総務費	686,774	952,349	△ 265,575
一般管理費	11,005	6,894	4,111
市民生活推進費	222,570	249,963	△ 27,393
男女共同参画推進費	35,226	36,623	△ 1,397
交通安全費	27,478	192,509	△ 165,031
支所費	98,065	67,084	30,981
戸籍住民基本台帳費	292,430	399,276	△ 106,846
民生費	5,840	5,258	582
国民年金費	5,840	5,258	582
衛生費	4,085,183	4,009,726	75,457
後期高齢者医療事業費	4,085,183	4,009,726	75,457
歳出合計	4,777,797	4,967,333	△ 189,536

2 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和6年度当初	令和5年度当初	差引増減
国 民 健 康 保 険 料	3,836,376	3,976,426	△ 140,050
一般被保険者国民健康保険料	3,836,376	3,976,417	△ 140,041
医療給付費分現年賦課分	2,620,128	2,726,050	△ 105,922
後期高齢者支援金等分現年賦課分	865,552	888,888	△ 23,336
介護納付金分現年賦課分	265,146	282,747	△ 17,601
医療給付費分滞納繰越分	59,014	55,808	3,206
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	18,128	16,759	1,369
介護納付金分滞納繰越分	8,408	6,165	2,243
退職被保険者等国民健康保険料	0	9	△ 9
医療給付費分滞納繰越分	0	5	△ 5
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	0	2	△ 2
介護納付金分滞納繰越分	0	2	△ 2
使 用 料 及 び 手 数 料	8	8	0
証 明 等 手 数 料	7	7	0
督 促 手 数 料	1	1	0
国 庫 支 出 金	100	655	△ 555
災 害 臨 時 特 例 補 助 金	100	100	0
出 産 育 児 一 時 金 臨 時 補 助 金	0	555	△ 555
道 支 出 金	20,152,549	20,621,670	△ 469,121
保険給付費等交付金（普通交付金）	19,888,415	20,353,891	△ 465,476
保険給付費等交付金（特別交付金）	262,331	265,867	△ 3,536
健 康 増 進 事 業 費 補 助 金	1,803	1,912	△ 109
財 産 収 入	2,098	1,767	331
積 立 基 金 運 用 収 入	2,098	1,767	331
繰 入 金	3,088,000	3,095,105	△ 7,105
一 般 会 計 繰 入 金	2,838,000	2,845,000	△ 7,000
基 金 繰 入 金	250,000	250,105	△ 105
繰 越 金	1	1	0
諸 収 入	12,317	11,886	431
延 滞 金	1,800	1,300	500
一般被保険者第三者納付金	5,000	5,800	△ 800
退職被保険者等第三者納付金	0	100	△ 100
一般被保険者返納金	5,000	4,000	1,000
退職被保険者等返納金	0	100	△ 100
医療給付金等収入	100	100	0
雑 入	417	486	△ 69
歳 入 合 計	27,091,449	27,707,518	△ 616,069

【歳出】

(単位：千円)

科	目	令和6年度当初	令和5年度当初	差引増減
総務費		178,368	175,221	3,147
	一般管理費	59,381	60,056	△ 675
	賦課徴収費	62,072	48,835	13,237
	特別対策事業費	56,915	66,330	△ 9,415
保険給付費		19,888,715	20,354,456	△ 465,741
	療養給付費	16,741,339	17,212,308	△ 470,969
	療養費	134,737	125,058	9,679
	審査支払委託費	51,821	43,453	8,368
	高額療養費	2,894,276	2,902,388	△ 8,112
	高額介護合算療養費	2,000	2,000	0
	移送費	800	800	0
	出産育児一時金	51,022	55,524	△ 4,502
	葬祭費	12,420	12,360	60
	傷病手当金	300	565	△ 265
国民健康保険事業費納付金		6,434,202	6,577,516	△ 143,314
	医療給付費分	4,750,673	4,834,665	△ 83,992
	後期高齢者支援金等分	1,287,731	1,322,286	△ 34,555
	介護納付金分	395,798	420,565	△ 24,767
共同事業拠出金		0	3	△ 3
保健事業費		196,573	205,004	△ 8,431
	特定健康診査等事業費	166,499	172,732	△ 6,233
	保健衛生普及費	30,074	32,272	△ 2,198
基金積立金		2,099	1,768	331
諸支出金		14,300	14,300	0
	過年度支出金	100	100	0
	保険料還付金	13,700	0	13,700
	一般被保険者保険料還付金	0	13,700	△ 13,700
	退職被保険者等保険料還付金	0	0	0
	還付加算金	500	500	0
職員費		367,192	369,250	△ 2,058
	一般部局職員費	367,192	369,250	△ 2,058
予備費		10,000	10,000	0
歳出合計		27,091,449	27,707,518	△ 616,069

(2) 後期高齢者医療事業特別会計

【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和6年度当初	令和5年度当初	差引増減
後期高齢者医療保険料	3,613,723	3,236,840	376,883
後期高齢者医療保険料	3,613,723	3,236,840	376,883
使用料及び手数料	1	1	0
督促手数料	1	1	0
道支出金	1,450	1,434	16
広域連合支出金	21,305	12,746	8,559
繰入金	1,449,000	1,331,000	118,000
繰越金	1	1	0
諸収入	110,867	108,083	2,784
延滞金	1	1	0
後期高齢者医療広域連合受託事業収入	87,781	86,824	957
償還金及び還付加算金	10,500	10,500	0
雑入	12,585	10,758	1,827
歳入合計	5,196,347	4,690,105	506,242

【歳出】

(単位：千円)

科 目	令和6年度当初	令和5年度当初	差引増減
総務費	35,970	25,190	10,780
一般管理費	1,585	1,510	75
徴収費	34,385	23,680	10,705
保健事業費	112,372	110,761	1,611
健康診査事業費	112,372	110,761	1,611
後期高齢者医療広域連合納付金	4,951,069	4,460,492	490,577
諸支出金	10,500	10,500	0
過年度支出金	10,000	10,000	0
還付加算金	500	500	0
職員費	85,436	82,162	3,274
予備費	1,000	1,000	0
歳出合計	5,196,347	4,690,105	506,242

§ 3 市 民 生 活

1 市民相談の概要

(1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「くらし安心課」の開設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、くらしに関する総合的な相談窓口として「くらし安心110番（21-3110・さあひやくとうばん）」を開設しました。

「くらし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取し確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワンストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努めるとともに、担当課に対しては、処理結果の報告を求め、検証することで今後の適切な対応に繋げるよう努めています。

また、行政以外の相談については、軽易なものには直接助言をするとともに、専門的な知識を必要とするものについては、「市民特別相談」により、対応しています。

市民相談の令和5年度の相談件数は、2,487件となっており、電話による相談が1,721件、来庁による面談での相談が724件、Eメールでの相談が42件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が610件、行政相談が1,877件となっております。

令和5年度「くらし安心110番」受付状況

相談の形態	件数	うち行政相談
来 庁	724件	554件
電 話	1,721件	1,282件
Eメール	42件	41件
文 書	0件	0件
計	2,487件	1,877件

くらし安心110番（一般・行政相談）（令和元年度～令和5年度）

（単位：件）

所 管 部 局 名		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5年度
行 政 相 談	企 画 部	8	12	19	9	8
	総 務 部	11	87	12	5	9
	財 務 部	29	32	46	20	26
	競 輪 事 業 部	0	1	0	0	0
	市 民 部	391	720	783	1,029	1,227
	保 健 福 祉 部	215	218	159	117	141
	保 健 所	61	151	109	47	51
	子 ど も 未 来 部	14	15	14	10	13
	環 境 部	60	62	57	37	65
	経 済 部	21	71	12	16	12
	観 光 部	6	5	0	0	2
	農 林 水 産 部	7	12	14	22	9
	土 木 部	66	96	73	111	75
	都 市 建 設 部	62	74	40	45	68
	港 湾 空 港 部	1	3	0	1	0
	消 防 本 部	8	10	9	11	13
	教 育 委 員 会	10	10	8	7	5
	企業局（上下水道部）	16	15	10	11	8
	企 業 局（交通 部）	2	3	3	3	1
	函 館 病 院	2	5	2	2	1
	そ の 他 部 局	10	5	18	13	4
	他 官 庁	244	284	140	145	139
行 政 相 談 計 （うち他部局と調整・回答）		1,244 (27)	1,891 (62)	1,528 (25)	1,661 (27)	1,877 (12)
一 般 相 談		1,060	833	659	631	610
合 計		2,304	2,724	2,187	2,292	2,487

(2) 市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となっており相談項目によって曜日等が異なっています。

令和6年度 市民特別相談開設状況 (本庁舎)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	毎週 水、金曜日	13:00 ～ 15:00	函館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)
登記全般	第2, 3, 4 木曜日	13:00 ～ 15:00	函館 司法書士会	相続・贈与の手続き, 不動産等の登記・供託の手続き等
くらしの 法律手続	第1火曜日	13:00 ～ 15:00	北海道 行政書士会 函館支部	契約書・相続等に関する書類の作成 方法, 官公署等に提出する申請書の作成方 法
土地・家屋	1月～6月 第2, 4木曜日 7月～12月 第2木曜日	10:00 ～ 12:00	不動産 鑑定士	土地・建物等の価格, 賃貸借料・権利金・明渡し等の賃貸借 契約問題
困りごと 心配ごと	第1, 3火曜日	9:30 ～ 11:30	函館人権 擁護委員 協議会	夫婦や親子関係のもめごと, 職場や学校でのいじめ, 家庭内暴力, 隣近所のいやがらせ, 不当な差別等

(亀田支所)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	第1, 3火曜日 (4月のみ 第2, 3火曜日)	13:00 ～ 15:00	函館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)

市民特別相談内容別件数の推移（令和元年度～令和５年度）

（単位：件）

相談区分	相談内容	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
法 律	相続，遺言，贈与	162	142	113	129	158
	貸金取り立て，借金返済	49	38	16	22	28
	慰謝料，損害賠償	32	26	16	21	24
	保証人に関する事	3	3	4	3	6
	土地家屋に関する事	85	61	26	47	42
	交通事故に関する事					
	離婚問題に関する事	101	73	58	61	54
	契約に関する事	48	37	28	26	38
	労働問題に関する事	3	3	3		1
	その他	63	72	55	44	52
計		546	455	319	353	403
登 記 全 般	土地家屋の名義変更に関する事	24	17	17	63	73
	相続に関する事	53	39	20	17	6
	その他	4	7	4	4	3
計		81	63	41	84	82
く ら し の 法 律 手 続	行政事務手続に関する事	1	1			1
	その他	2	3	1	1	2
	計	3	4	1	1	3
土 地・家 屋	家賃，地代金に関する事	2	3	3	2	1
	土地家屋の売買に関する事	12	9	6	11	10
	立ち退き，明け渡しに関する事					
	賃貸借契約に関する事	2	1		1	
	権利金，敷金に関する事					
	境界に関する事			1		
	その他	1	5	3	4	
計		17	18	13	18	11
困 り ご と 心 配 ご と	学校や職場でのいじめ		2			
	家庭内暴力やもめごと	4	3	2		1
	隣近所のいやがらせ	3	3	1	2	3
	離婚に関する事	2	1			1
	子供の親権，教育					
	騒音等生活権の侵害		1			
	その他	6	2	7	4	3
計		15	12	10	6	8
合 計		662	552	384	462	507

(3) 犯罪被害者の相談

犯罪被害者の相談では、被害にあわれた市民・家族から「どこに相談したらいいのかわからない」、「これからどうしたらいいのかわからない」等の相談や問い合わせに対して、内容を聴取し、担当課や専門の機関等を紹介しています。

2 多重債務相談の概要

バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化などを背景として、一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり、安易にクレジットカードを利用したりするなどして返済困難に陥る「多重債務」が極めて深刻な社会問題となり、平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、借金（多重債務）に関する相談が急激に増加し、また、借金（多重債務）問題を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民の生活再建を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

(1) 本市の多重債務相談の特色

ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、借金（多重債務）問題を抱えた市民を早期に発見し、相談窓口に誘導するとともに、問題の解決後、迅速かつ有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な支援体制を構築しています。

イ 法律専門家への同行

借金（多重債務）問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相 談 人 数	242 人	230 人	205 人	202 人
うち、弁護士・司法書士等への引継ぎ人数	87 人	81 人	86 人	72 人

(2) 多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考えのもと、社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

令和5年度出前講座開催実績

実施日	実施機関	対象	受講者数
R5. 7. 27	はこだて若者サポートステーション	求職者	5 人
R5. 9. 25	はこだて若者サポートステーション	求職者	6 人
R5. 10. 5	東山在宅福祉委員会	在宅福祉委員	22 人
R5. 10. 27	函館大学付属有斗高等学校	3 年生	122 人
R5. 11. 16	はこだて若者サポートステーション	求職者	7 人
R6. 1. 16	福祉拠点研修	自立相談支援 機関相談支援 員 他	17 人
R6. 1. 17	福祉拠点研修	自立相談支援 機関相談支援 員 他	24 人
R6. 1. 17	遺愛女子高等学校	3 年生	202 人
R6. 3. 7	市立椴法華中学校	3 年生	2 人
R6. 3. 8	市立桔梗中学校	3 年生	165 人
計			572 人

3 消費者行政の概要

(1) 消費生活センター

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費生活センターを設置しています。平成24年度からは広域相談体制を開始し、相談・あっせん業務等に関して渡島管内の10市町と連携を行っています。

なお、テーオーデパートが令和5年8月31日をもって閉店したことから、9月4日から亀田支所1階に移転しました。

ア 消費生活センターの概要

(ア) 施設の概要

(4月1日から8月31日まで)

- a 位 置 函館市梁川町10番25号 テーオーデパート6階
- b 面 積 65.00㎡
- c 休 所 日 1月1日から1月3日および12月29日から12月31日
- d 開所時間 午前10時から午後6時まで
- e 相談時間 ・日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日→午前10時から午後4時まで
・上記以外の日→午前11時から午後4時まで

(9月4日から)

- a 位 置 函館市美原1丁目26番8号 亀田支所1階
- b 面 積 56.00㎡
- c 休 所 日 日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日および12月29日から12月31日
- d 開所時間 午前9時から午後5時30分まで
- e 相談時間 午前9時から午後4時まで

(イ) 業務内容

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

(ウ) 管理体制

- ・ 昭和53年4月～ 函館消費者協会へ管理委託
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者制度導入
(平成18年4月～平成21年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者

- (平成21年4月～平成24年3月 函館消費者協会)
 - ・ 平成24年4月～ 指定管理者
 - (平成24年4月～平成29年3月 函館消費者協会※)
 - ※ 平成24年12月から法人格を取得
 - 特定非営利活動法人 函館消費者協会
- ・ 平成29年4月～ 指定管理者
 - (平成29年4月～令和4年3月
 - 特定非営利活動法人 函館消費者協会)
- ・ 令和4年4月～ 指定管理者
 - (令和4年4月～令和9年3月
 - 特定非営利活動法人 函館消費者協会)

令和5年度 消費生活センター商品・役務別・内容別相談受付件数

(単位: 件)

内容別分類項目 商品・役務別分類項目	受付		内 容 別 相 談 件 数														
	受 付 件 数	う ち 苦 情 件 数	安 全 衛 生 01	品質・機能・役務品質 02	法 規 ・ 基 準 03	価 格 ・ 料 金 04	計 量 ・ 量 目 05	表 示 ・ 広 告 06	販 売 方 法 07	契 約 ・ 解 約 08	接 客 対 応 09	包 装 ・ 容 器 10	施 設 ・ 設 備 11	買 物 相 談 12	生 活 知 識 13	そ の 他 14	計
A 商 品 一 般	156	149				1		12	80	125	9					3	230
B 食 料 品	120	119	3	9		6	1	39	94	101	18					1	272
C 住 居 品	87	84	1	16	4	2	1	17	56	64	15				2		178
D 光 熱 水 品	21	19				8			6	11	8					1	34
E 被 服 品	78	77		3		3		22	72	69	7						176
F 保 健 衛 生 品	149	148	6	7		8		47	132	139	13						352
G 教 養 娛 楽 品	111	107	3	10	1	6		16	90	94	10			1			231
H 車 両・乗 り 物	54	51	2	7	2	5		7	30	47	9					1	110
I 土 地・建物・設備	26	20		5	1	3			7	16	5			1		2	40
J 他 の 商 品	1	1				1			1								2
商品計(A～J)	803	775	15	57	8	43	2	160	568	666	94	0	0	2	2	8	1,625
K ク リ ー ニ ン グ	8	7	1	5					2	4	6						18
L レ ン タ ル・リ ー ス・貸 借	67	66	2	20	2	29			13	43	14						123
M 工 事・建 築・加 工	26	24	1	11	1	8			6	14	9						50
N 修 理・補 修	15	13	1	7		6		1	8	7	4			1			35
O 管 理・保 管	3	2						1	1	1						1	4
P 役 務 一 般	6	6				1			4	5							10
Q 金 融・保 険サ ー ビ ス	89	76		1		8		5	47	77	7					2	147
R 運 輸・通 信サ ー ビ ス	124	118	1	8		16		3	78	101	28					3	238
S 教 育サ ー ビ ス	4	4							1	4							5
T 教 養・娛 楽サ ー ビ ス	102	102		2	1	11		21	85	90	11						221
U 保 健・福 祉サ ー ビ ス	38	36	4	9	2	9		4	12	24	14						78
V 他 の 役 務	72	61	1	2	1	10		7	42	50	14			4		1	132
W 内 職・副 業・ね ず み 講	38	38				6		12	35	37	4						94
X 他 の 行 政サ ー ビ ス	11	2			2					2	1					7	12
役務計(K～X)	603	555	11	65	9	104	0	54	334	459	112	0	0	5	0	14	1,167
Z 他 の 相 談	32	0															
総 件 数	1,438	1,330	26	122	17	147	2	214	902	1,125	206	0	0	7	2	22	2,792

※内容別相談件数は、1商品に対して2つ以上の相談内容もあるため、商品別相談件数と一致しない。

(2) 消費者意識向上啓発事業

ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催

例年、5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を、5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共催で街頭啓発キャンペーンを実施し、消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上、啓発を図っています。

イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果、その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

(3) 製品表示等に関する立入検査業務

製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）および家庭用品品質表示法に基づき、製品に適合した表示が付されているか、無表示となっていないか、あるいは特定の製品を販売するにあたって、所定の説明義務などが果たされているか、これらの確認に重点を置いた立入検査を実施しています。

立入検査実施状況

区 分	R3年度	R4年度	R5年度
立入店舗数	17店	20店	34店
検査商品点数	251点	222点	374点

(4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

ア 調査の概要

- (ア) 調査日 毎月12日
- (イ) 調査品目 家庭用灯油（1リットル・ホームタンク配達価格）
プロパンガス（5立米／10立米・基本料金を含む）
軽油（1リットル・店頭価格，セルフを除く）
A重油（1リットル・ローリー配達価格）
レギュラーガソリン（1リットル・店頭価格，セルフを除く）
- (ウ) 調査店 販売店26店
- (エ) 調査方法 電話による聞き取りまたはFAXによる調査

4 市民生活推進

(1) 町会組織

町会や自治会等地域住民が組織する団体（以下「町会等」という。）では、地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防犯，交通安全，防災，青少年の健全育成などの諸問題に対する取り組みを行っています。

(2) 認可地縁団体

町会等における地域的な共同活動を円滑に行うため，地方自治法第260条の2の定めにより，一定要件を満たす町会等は市町村の認可により法人格を取得することができます。本市では令和6年6月末現在，74の町会等が「認可地縁団体」となっています。

(3) 町会活性化推進事業

町会等は，安心安全で住みよい地域を守るため，長年活動してきましたが，ライフスタイルの多様化などに伴い，若い世代の町会離れ，加入率の減少，役員の高齢化，役員のなり手不足が課題となっていることから，函館市町会活性化検討会議にて町会活性化についての議論を重ね，令和3年に「町会活性化に向けた基本的な方向性」を作成し，これに基づき，町会等や函館市町会連合会と協働により，各種事業を行っています。

ア 町会活性化モデル事業

モデル町会が，それぞれの課題解決に向けて，外部アドバイザーやサポーターとともに立案した活性化の取り組みの支援を行うほか，その事例を他町会の参考としてもらうため，報告会等を行っています。

年 度	モデル町会数	取組テーマ	備 考
R 3	2 町会	・ 防災訓練による活性化 ・ 人材リスト&業務の棚卸しによる活性化	報告会は中止とし、取組内容を収録したDVDの配布を行った。
R 4	3 町会	・ 町会合併について ・ 他団体との連携および情報発信の強化について	市民会館にて成果発表会を実施した。
R 5	2 町会	・ ニーズに基づく活動の見直しと加入促進 ・ 役員等の負担軽減および他団体との連携	市民会館にて成果発表会を実施した。

イ 町会活動PR促進事業

特に若い世代に町会等の必要性や役割を周知するために、インスタグラムを活用し、特徴的な活動を実施している町会を紹介した投稿による情報発信を行っています。

年 度	内 容	
R 3	PR動画の作成	YouTube 町会活動PR動画 合計 28 本
	PR紙の発行	タイトル「#住んで良かったこの町」 ・ A4判フルカラー両面
	YouTube・Instagramの開設	アカウント名 ・ 公式YouTube「函館町会」 ・ 公式Instagram「hakodatechoukai」
R 4	YouTube・Instagramの運営	町会活動などについて情報発信するため、公式Instagramにて記事の投稿
	フリーペーパーへの記事掲載	町会の活動や公式Instagramの紹介記事の掲載
	行政情報放映パネルの活用	町会活動PR動画の放映
R 5	YouTube・Instagramの運営	町会活動などについて情報発信するため、公式Instagramにて記事の投稿
	フリーペーパーへの記事掲載	町会の活動や公式Instagramの紹介記事の掲載
	行政情報放映パネルの活用	町会活動PR動画の放映

ウ 町会加入窓口の臨時開設

町会加入促進の取り組みとして、町会連合会と連携し、転入や転居の多い4月に市役所1階ホール等において、臨時の加入取次窓口を設置し勧誘を行っています。

年 度	実施日	チラシ等配付件数	取次件数
R3	4月1, 2日, 4～7日	1,050 件	45 件
R4	4月1日, 3～7日	1,262 件	24 件
R5	4月2～7日	1,232 件	9 件

(4) 町 会 交 付 金

町会等の運営は、会員の会費を主財源に運営していますが、市は町会活動のより一層の促進と活性化を図るため、交付金を交付しています。

町会交付金の推移

(単位：団体、千円)

年度	団体数	交付金額	備 考
R3	178	68,368	※R3 年度まで（交付基準） 世帯割 1 世帯 370 円 組織割 1 町会 18,200 円～108,900 円 ※R4 年度から（交付基準） 世帯割 1 世帯 500 円 組織割 1 町会 一律 120,000 円
R4	178	90,033	
R5	176	89,387	

(5) 町会会館建設費等補助金

町会等が、自主的活動に資するため会館を建設（新築，増改築，解体等）する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費等補助金の推移

（単位：団体，千円）

年度	団体数	補助金額	備 考
R3	11	19,012	（補助基準） 工事費の2分の1以内とし，限度額1,000万円。 バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合にはさらに100万円が上乗せされます。 ※R5年度から メニューに解体を追加 （町会合併等で不要となった会館の解体に限る）
R4	11	14,335	
R5	14	17,116	

(6) 町会備品設備整備費補助金

町会等が、実施する地域活動に必要な備品設備を整備する場合に、経費の一部を補助しています。

町会備品設備整備費補助金の推移

（単位：団体，千円）

年度	団体数	補助金額	備 考
R3	20	4,002	（補助基準） 事業費の2分の1以内とし，限度額50万円 ※R5年度から5年間の時限措置でWi-Fi設備事業を追加 （補助基準） 補助率10分の10とし，限度額30万円
R4	15	3,711	
R5	21	4,925	

(7) 街路灯設置等および電灯料補助金

夜間の交通安全、犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置、または、通行人の安全確保を図るため老朽化等により不要になった街路灯を撤去する団体、個人に対し、設置等工事費および電灯料（公衆街路灯）の補助をしています。

街路灯設置等および電灯料補助金の推移

(単位：灯，千円)

年度	設 置 費 補 助		電 灯 料 補 助		備 考
	灯 数	補助金額	灯 数	補助金額	
R3	967	33,173	20,007	60,105	(補助基準) ○街路灯設置等 工事額の8.5/10(安定器8/10, 灯柱の撤去5/10)と補助限度 額のいずれか少ない方の額 ○電灯料 8/10 ※R4年度から 灯具の移設および灯柱の撤去を 追加
R4	686	22,777	19,969	65,329	
R5	554	18,531	19,990	56,454	

(8) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果のある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け、車両に整備し防犯パトロールを実施する場合に、令和4年度までは1台につき年額5千円、令和5年度からは1台につき年額2万円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位：団体，台，千円)

年度	団体数	台 数	交付金額	備 考
R3	35	57	285	(交付基準) ※R4年度まで 青色回転灯装備車 1台 5,000円 ※R5年度から 青色回転灯装備車 1台 20,000円
R4	33	54	270	
R5	34	53	1,060	

(9) 特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金

高齢者の特殊詐欺による被害の未然防止を図ることを目的に、令和5年度から特殊詐欺被害防止対策機器の購入費用の一部を補助しています。

特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金の推移

(単位：人，千円)

年度	申請人数	補助金額	備 考
R5	342	2,948	(主な補助基準) ・対象者 (1世帯につき1台に限る。) 市内に居住し、住民基本台帳に記載されている65歳以上の方 ・対象機種 (市内店舗から購入したものに限る。) ① 特殊詐欺対策機能付き固定電話機 ② 固定電話機に接続する通話録音装置および着信拒否装置 ・補助金の額 (上限額10,000円) 購入等費用の1/2 (100円未満切り捨て。)

(10) 函館市地区・方面別町会名

函館市地区・方面別町会名一覧

令和6年6月末日現在

地区	方面	数	町会名	地区	方面	数	町会名
西部 地区	1	7	入舟町会、船見町第一町会 第二船見町会、弥生町会 天神町会、弁天町会 大町町会	東 央 地 区	11	8	上湯川町会、上湯川団地町会 旭岡町会、亀尾町会 蛾眉野町会、西旭岡町会 鱒川町会 ガーデンヒル自治会
	2	8	末広町会、元町町会 青柳町会、○谷地頭町会 住吉町会、宝来町会 東川町会、豊川町会		12	14	根崎町会、高松町会 高松町親交会、高根西部町会 空港団地町会、志海苔町会 三協町会、銭亀町会 望洋団地自治会、新湊町会 古川町会 豊原町会 石崎町会 鶴野町会
	3	7	大手町会、栄町会、旭町会 東雲町会、大森町会 松風町会、若松町会				
	4	6	千歳町会、新川町会 上新川町会、海岸町内会 大縄町会、松川町会				
中 央 地 区	5	12	万代町会、北浜町会 港町会、港町北部町会 追分町会、亀田町民会 大川町会、白鳥町会 田家町会、八幡町会 宮前町会 道営大川団地自治会	北 部 地 区	13	4	函館市桔梗町会、桔梗北町会 桔梗西部町会、石川町会
	6	10	中島町会、千代台町会 堀川町会、高盛町会 宇賀浦町会、函館市日乃出町会 の場町会、金堀広野町会 函館少年刑務所宿舍町会 日乃出改良団地自治会		14	4	亀田本町第一町会 亀田本町第四町会、亀田本町第五町会 函館市亀田港町会
	7	13	時任町会、本町会、梁川町会 杉並町会、五稜郭町会 柳町町会、函館市松陰町会 人見町会、人見南町会 乃木町会、柏木町会 川原町親和会、川原町会		15	3	昭和町会、東富岡町会 函館市富岡町一丁目町会
					16	3	函館市赤川町会、美原町会 北美原町会
東 央 地 区	8	7	深堀町会、深駒町会 駒場自治町会、湯浜町会 広野北部町会 駒場団地町会 東深堀町会	東 部 地 区	17	4	中道一丁目町会、函館市本通町会 南本通町会、 本通中央町会
	9	13	函館市湯川町1丁目町会 湯川町2丁目町会 湯川三丁目町会、榎本町会 戸倉ヶ丘町会、高丘町会 湯川温泉町会、上野町会 香雪団地自治会、高丘団地自治会 見晴町会、鈴蘭丘町会、滝晴町会		18	5	神山町会、鍛冶町会 中道第二町会、陣川あさひ町会 陣川みどり町会
					19	6	山の手町会、ひばりが丘町会 函館市東山町会、ニュー東山町会 東山見晴台団地町会 山の手2丁目中央町会
	10	13	花園町会、函館市日吉ヶ丘町会 はるか台自治会、日吉町第六団地自治会 日吉町会、日吉東部町会 日吉町北栄会、日吉北団地会 日吉四丁目町会 日吉南団地自治会 日吉第八団地自治会 日吉自由ヶ丘自治会、日吉親互会		20	10	小安町会、釜谷町会、汐首町内会 瀬田来町内会、弁才町町内会 泊町町内会、館町町内会、西浜町会 東浜町内会、原本二見町会
				計	21	8	○日浦町内会、尻岸内町内会、中浜町内会 女那川町内会、日ノ浜町内会 古武井町内会、恵山町内会、御崎町内会
					22	3	榎法華町会 新浜町二町内会、銚子町内会
					23	8	古部町内会、木直町内会、尾札部町内会 川汲町内会、安浦町内会、臼尻町内会 大船町内会、磯谷町内会

※ 太字は認可地縁団体

※ 地区・方面は、函館市町会連合会の区分による。ただし、○印は町会連合会未加入団体

5 人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業（都道府県地域事業）を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

令和5年度 地域人権啓発活動活性化事業（事業費 499,767 円）

事業区分	事業内容
1 人権パネルシアター	園児を対象として、わかりやすく命の大切さや思いやりの心を身につけてもらうことを目的に、布を貼ったボードに絵人形等を貼ったり、はずしたり、動かしたりして演じるパネルシアターを、認定こども園や幼稚園で実施した。 実施日(参加者数)：R5.4.27(129人)、R5.6.2(35人)、 R5.6.20(32人)、R5.7.26(17人)、R5.12.18(103人)
2 市電中吊り・窓吊り 広告および 「広告電車」の運行	市電を活用して中吊り・窓吊り広告を行うことで、人権啓発事業（特設人権相談所の開設、人権週間）の周知を図った。 運行期間：R5.5.2～R5.6.1（31日間 10両 中吊り） R5.11.10～R5.12.10（31日間 15両 窓吊り） 市電1両の広告枠を活用し、小学生・中学生人権ポスターコンテスト入賞作品や人権に関するポスター等を掲示して運行し、乗客に周知、啓発した。 実施日：R5.12.4～R6.1.3（31日間）
3 函館バス額面広告	函館バスを活用して額面広告を行うことで、人権啓発事業（特設人権相談所の開設、人権週間）の周知を図った。 運行期間：R5.5.5～R5.6.1（28日間 30台） R5.11.10～R5.12.10（31日間 31台）
4 障害者スポーツ （車椅子バスケット ボール）体験 教室	市内の中学生に障害者スポーツ（車椅子バスケットボール）を体験してもらうことで、障がい者への理解を深め、人権意識の向上を図った。 実施日(参加者数)：R5.11.19(31人)
5 フリーペーパー 「青いぼすと」 広告掲載	全国一斉「こどもの人権相談」強化週間、「女性の人権ホットライン」強化週間の広告を掲載し、広く周知を図った。（函館市等の一般家庭 107,000 世帯） 掲載日：R5.8.18、R5.11.10 発行号
6 チラシの配布	人権相談窓口の案内に係るチラシを作成し、市役所1階市民ホール情報発信コーナー「はこだて i スペース」や「函館市中央図書館」へ常設した。 また、男女共同参画パネル展においてチラシを設置したほか、はこだて男女共同参画フォーラム 2023 講演会においてチラシを配布し、小学生・中学生人権ポスターコンテスト作品展・中学生人権作文コンテスト作品展の開催時でもチラシを設置し、周知を図った。

§ 4 男 女 共 同 参 画

1 男女共同参画に関する施策の概要

国では、男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる法律、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月23日から施行し、「男女共同参画基本計画」を平成12年12月に策定しました。

函館市では、平成10年に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定、また平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もが男女平等を実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これにより市民意識も少しずつ変化してきましたが、固定的性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などは依然として残っており、さらに今後は少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など、新たな状況への対応も求められています。

このようなことから、引き続き男女共同参画を推進するため、平成20年には条例の基本理念を踏まえた第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を、平成30年3月には、それに次ぐ第3次基本計画を策定し、令和5年3月には、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ中間見直しを行いました。

条例の基本理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案決定への共同参画」、「家庭生活とその他の活動の両立」、「性に関する理解と尊重」、「国際社会の動向への留意」を踏まえ、施策を推進するため、講座の開催など各種啓発活動を含め、男女共同参画に関する事業を行っています。

(1) 函館市男女共同参画推進条例の制定（平成17年3月25日）

男女共同参画の基本理念等を明らかにし、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 男女共同参画審議会（平成17年度～）

男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議することにより男女共同参画の実現に向けて、良識的かつ専門性の高い意見を徴します。

ア 組織および委員

- ・委員数 12人以内
- ・構成 (ア) 学識経験者
(イ) 男女共同参画関係団体からの推薦者
(ウ) 企業経営者
(エ) 関係行政機関
(オ) 公募委員

イ 委員名簿

(令和6年6月末日現在)

区 分	氏 名	所属団体または職業
学識経験者	石 川 朋 実	函館市小学校長会
	塗 政 江	行政相談委員 (男女共同参画担当)
	荒 木 知 恵	函館弁護士会
	木 村 育 恵	北海道教育大学教育学部函館校
	池 田 延 己	北海道高等学校長協会道南支部
男女共同参画関係 団体からの推薦者	海原 佳奈子	連合北海道 函館地区連合会
	佐々木 香	函館市女性会議
企業経営者	成 田 桂 一	(公社)函館法人会 青年部会
	喜多村 悟	函館商工会議所
関係行政機関	大 宮 久 俊	北海道渡島総合振興局
公募委員	中 村 拓 也	-
	水 島 泉	-

(敬称略)

(3) 男女共同参画苦情処理制度 (平成17年度～)

男女共同参画の推進の観点から、市が実施する施策等についての苦情の申し出とともに、性差別など人権の侵害に係る相談を第三者が受け止め、解決へ向けて適切に対応することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

(4) 主な事業の概要

ア 啓発事業

(ア) はこだて男女共同参画フォーラム (平成元年度～)

毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現をめざし、市民意識の高揚を目的に講演会などを行います。

令和5年度

講 師：治部 れんげ氏

(東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授)

テーマ：「無意識のジェンダーバイアス～家庭・教育でできる取り組み～」

(イ) 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行（平成12年度～）

市民各層に男女共同参画の意識づくりを進めるため、市民のニーズに沿った情報誌を発行します。

（令和5年度 Vol. 70・71 各4,800部発行）

※ 昭和47年度～「はこだての婦人」発行

※ 平成24年度から女性センター指定管理者に業務委託

(ウ) 男女共同参画啓発誌の発行（平成13年度～）

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから、小中学生向け啓発誌を作成します。

（令和5年度 小学生版1,900部、中学生版2,000部発行）

(エ) ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業の実施（平成30年度～）

男女共同参画社会の形成に必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣します。

令和5年度実施回数

企業2社、高等教育機関等4校

(オ) 性的少数者への理解の促進（平成30年度～）

LGBT等性的少数者が、ありのまま生きられるよう、偏見のない地域社会の実現を目指し、啓発誌の作成により市民への啓発に努めています。

令和5年度発行部数

企業向けハンドブック 1,000部

性的少数者への理解促進に向けたパンフレット 3,000部

(カ) LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業の実施（令和3年度～）

企業における性の多様性を尊重した取組みを推進するため、事業所や団体等にアドバイザーを派遣します。

令和5年度実施回数

企業2社（4回派遣）

(キ) 性の多様性理解促進等事業の実施（令和4年度～）

「性の多様性に関する映画上映会&講演会」

性の多様性に関する市民理解の促進を図るため、LGBT等性的少数者をテーマとした映画の上映会とLGBT当事者の方の講演会を実施します。

上映映画 「カランコエの花」

講演会 中谷 衣里氏（NPO法人北海道レインボー・リソースセンターL-Port 代表理事）

テーマ：「多様な性を知ろう」

「市職員向け性の多様性研修」

市職員が、性の多様性について正しい知識を持ち、理解を深めることにより、市民に適切に対応するとともに、L G B T等性的少数者に対するハラスメント等のない職場環境づくりを推進するため職員研修を実施します。

令和5年度 講師 竹原 恭氏

(ささき社労士事務所、L G B Tフレンドリー企業推進アドバイザー)

「当事者による講演会およびトークセッション」

(RHP主催「虹をはいて歩こう2023」との連携事業)

性的少数者に関する活動団体「レインボーはこだてプロジェクト(RHP)」が主催する「虹をはいて歩こう」の連携事業として、性の多様性に関する市民理解を促進するため、講演会およびトークセッションを実施します。

令和5年度

講演会

講師:ケンタ氏(STVラジオ「knock on the rainbow」パーソナリティー)

テーマ:「僕はクローゼットなゲイかもしれない」

トークセッション

登壇者:ケンタ氏(STVラジオ「knock on the rainbow」パーソナリティー)

満島 てる子氏(さっぽろレインボープライド副実行委員長)

イ 政策や方針決定過程への女性の登用促進

女性人材リストの作成(平成25年度～)

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、あらゆる分野への女性の活躍の場を拡げるため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」に登録し、庁内各部局へ女性人材の情報提供を行っています。

(5) 函館市パートナーシップ宣誓制度(令和4年度～)

性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちとなることを目指し、制度を導入しています。

(6) 女性つながりサポート事業(令和3年度～)

女性が社会との絆・つながりを回復することを目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さまざまな不安を抱える女性への相談支援や居場所の提供に併せて生理用品の提供を行います。

（７）女性団体への運営補助

函館市女性会議補助金（昭和 6 1 年度～）

函館市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動を推進し、女性の地位向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として、補助金を交付しています。

（令和 5 年度 補助金 2 0 0, 0 0 0 円）

（８）函館市女性センターにおける施策の推進

女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進をめざして、学習講座や教養講座などを開催するとともにセンターを利用しているグループの育成支援に努めます。

- ・平成 1 8 年度から指定管理者制度導入

（平成 1 8 年度～2 0 年度 函館家庭生活カウンセラークラブ）

（平成 2 1 年度～2 3 年度 につぼん生活文化楽会）

（平成 2 4 年度～2 8 年度 につぼん生活文化楽会）

（平成 2 9 年度～令和 3 年度 につぼん生活文化楽会）

（令和 4 年度～8 年度 につぼん生活文化楽会）

（９）市長と女性の意見交換会（令和 5 年度～）

函館市のまちづくり全般について、女性の視点からの意見を市政に反映させるため、市長が直接女性の意見を聴く場を設けています。

令和 5 年度実施回数 2 回（参加者 1 9 名）

§ 5 インクルージョン推進事業

1 インクルージョンに関する施策の概要

すべての人は年齢・性別・障がいや病気の有無・国籍など、多様な違いを抱えています。これらの違いに対する理解が十分ではないといった社会における様々な障壁により、差別や偏見が生じることがあります。少子高齢化やグローバル化が進む現代社会において、誰もが自分らしく暮らし、活躍できる社会を実現するためには、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせるインクルーシブな社会を目指していく必要があることから、インクルージョンの理念の普及に向けた取り組みを行っています。

(1) インクルージョン推進事業（令和5年度～）

すべての人を社会的孤立や排除から守り、障がいの有無や年齢、性別、国籍などの違いを超えて多様性を認め合うインクルージョンの推進に向けた取り組みとして、ファッションという身近な表現方法を通じてインクルージョンの理念の普及を図るファッションショーのほか、啓発を図るためのセミナーを開催します。

令和5年度実績

函館コレクション2023の開催（函館市女性会議と共催）

多様なモデルによるファッションショーのほか、インクルージョンの推進にむけたトークショーを実施

- | | |
|------------|----------------------|
| ・会場 | 本庁舎市民ホール |
| ・プロデューサー | tenbo代表デザイナー 鶴田 能史氏 |
| ・出演モデル | 公募・面接により決定した11名 |
| ・トークショー出演者 | 函館市長，鶴田能史氏，出演モデル（3名） |

§ 6 国民健康保険事業

(別掲こくほはこだて参照)

§ 7 国 民 年 金 事 業

1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に発足し、昭和36年に「国民皆年金」体制が始まりました。

昭和61年4月の改正においては、本格的な高齢社会に対応し、すべての国民を対象に基礎年金を支給する制度を創設しました。

その後も、多段階免除の導入（平成18年度）、受給資格期間の10年短縮（平成29年度）、産前産後期間の保険料免除、年金生活者支援給付金の導入（令和元年度）等の改正があり、また、令和4年度には、年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え、電子申請による国民年金への加入や保険料免除等の手続きが可能になるなど、持続可能で国民に信頼される制度の構築を目指し、改正が繰り返し行われています。

国民年金事業は、国、市そして日本年金機構が密接に連携し合い取り組んでおり、少子高齢化が急速に進んでいる中、全国民の所得保障の中核を担う制度として、将来とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

（1）国民年金の被保険者

国民年金の被保険者

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生、無職の方など（外国人登録されている方を含む）で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

任意加入被保険者

次の1から4のすべてに該当する方が任意加入することができます。

- 1 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- 2 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方
- 3 20歳以上60歳未満までの保険料納付月数が480月（40年）未満の方
- 4 厚生年金保険・共済組合等に加入していない方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- ・海外に住んでいる日本人で20歳以上65歳未満の方

(2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

- ・ 定額保険料 月額 16,980円 (令和6年度)
- ・ 付加保険料 月額 400円

① 免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度、納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき。
産前産後期間の免除	出産前後の一定期間の保険料については、納付することを要せず保険料納付済期間に算入されます。
全額免除	前年所得額が全額免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の全額が免除され受給資格期間に含まれます。
一部免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	前年所得額が一部免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の一部が免除されます。減額された保険料を納めた期間は、受給資格期間に含まれます。
納付猶予	前年所得額が基準以下の50歳未満の方で、申請し承認されたとき納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請し承認されたとき、納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、各々の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。

ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

② コロナウイルス感染症の影響による特例の免除申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度にかかる新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例措置については、令和4年度分の申請をもって終了しました。

なお、過去期間の保険料については、免除・納付猶予制度は、申請する月の2年1か月前から令和5年6月分まで、学生納付特例は、令和5年3月分まで引き続き申請可能です。

(3) 国民年金の給付

① 基礎年金

ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

- ・保険料を全期間（40年間）納めた方

816,000円（月額68,000円）

813,700円（月額67,808円） 昭和31年4月1日以前に生まれた方

- ・年金額の計算

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^*}{\text{加入可能年数}(40年) \times 12}$$

$$813,700円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^*}{\text{加入可能年数}(40年) \times 12}$$

※ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数＋一部免除月数×(1/2～5/6)＋全額免除月数×1/3

<支給の繰上げ，繰下げ>

繰り上げ受給は、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に請求することができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。

繰下げ受給は、66歳から75歳になるまでの間に請求することができます。受給権発生年月日から繰下げした月数ごとに年金額が増額されます。

昭和37年4月2日以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.4%減額）		繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	
60歳～60歳11月	76.0%～80.4%	65歳～65歳11月	100%（繰り下げ該当なし）
61歳～61歳11月	80.8%～85.2%	66歳～66歳11月	108.4%～116.1%
62歳～62歳11月	85.6%～90.0%	67歳～67歳11月	116.8%～124.5%
63歳～63歳11月	90.4%～94.8%	68歳～68歳11月	125.2%～132.9%
64歳～64歳11月	95.2%～99.6%	69歳～69歳11月	133.6%～141.3%
65歳	100%	75歳	184%

※ 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

※ 昭和37年4月1日以前生まれの人の繰上げ支給率は、0.5%減額です。

イ 障害基礎年金

<受給要件>

障害年金は、次の1から3の要件すべてに該当する方が受給できます。

1 初診日要件

- ① 初診日において国民年金の被保険者である方
- ② 初診日において、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない方

※ いずれも老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方

※ 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

2 認定日要件

障害認定日または、20歳に達したときの障害の程度が障害等級表（国民年金法施行令別表）の1級または2級に該当していること。

※ 障害認定日とは初診日から1年6か月を経過した日、その期間内に治った（症状が固定した）場合は、その日。

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でもその後障害の程度が悪化し1級または2級に該当する程度の障害になった場合には、65歳に達する日の前日までの間に改めて請求することができます。（事後重症による請求）

3 納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が2／3以上あることが必要です。特例で初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

<年金額>

基本額	1級	1,020,000円（月額85,000円）
		1,017,125円（月額84,760円）※
	2級	816,000円（月額68,000円）
		813,700円（月額67,808円）※

※昭和31年4月1日以前に生まれた方

加算額 障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている子がいる場合は、次の金額が加算されます。

（子とは、18歳到達年度の末日までにある子または、20歳未満で障害等級が1級、2級の状態にある子のこと。）

1人目、2人目	各	234,800円
3人目以降	各	78,300円

ウ 遺族基礎年金

<受給要件>

死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。（子とは、18歳到達年度の末日までにある子または、20歳未満で障害等級が1級、2級の状態にある子のこと。）

<納付要件>

死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の2か月前までの被保険者期間に、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が2／3以上あることが必要です。特例で死亡日が令和8年3月31日までにあるときは、死亡日が含まれる月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

<年金額>

基本額	816,000円	
	813,700円	昭和31年4月1日以前に生まれた方
加算額	子1人目、2人目	234,800円
	子3人目以降	78,300円
(ア) 配偶者が受けるとき……基本額に子の加算を加えた額		
(イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額		
	受給権のある子が1人……基本額	
	〃	2人以上……基本額に2人目以降の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額

② 国民年金の独自給付

ア 付加年金

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付すると、老齢年金に付加年金が上乗せされて支給されます。

<年金額>

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

イ 寡婦年金

<受給要件>

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻期間があり夫によって生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳まで支給されます。

<年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3／4

ウ 死亡一時金

<受給要件>

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間が3年以上ある方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。※遺族の範囲は、死亡したときに生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。（順位記載順）

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間		金 額
36月以上	180月未満	1 2 0, 0 0 0 円
180月以上	240月未満	1 4 5, 0 0 0 円
240月以上	300月未満	1 7 0, 0 0 0 円
300月以上	360月未満	2 2 0, 0 0 0 円
360月以上	420月未満	2 7 0, 0 0 0 円
420月以上		3 2 0, 0 0 0 円

※ 4分の1免除期間については3／4，半額免除期間については1／2，4分の3免除期間については1／4に相当する月数

③ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設されました。

<支給対象者>

次の1，2に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級，2級相当の障害状態にある方が受給できます。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

- 1 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- 2 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金，共済組合等の加入者）の配偶者

<支給額> 障害基礎年金1級の程度に該当する方 月額55，350円
障害基礎年金2級の程度に該当する方 月額44，280円

(4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月（改正法施行）から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

老齢福祉年金

＜支給要件＞次のいずれかに該当する方に支給されます。

- 1 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- 2 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間（4年1月～7年1月）以上ある方が70歳に達したとき。

＜年金額＞ 416,900円（月額 34,741円）

2 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。なお、支給要件に該当しない場合は支給されません。

(1) 老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金

＜支給要件＞

次の1から3の要件すべてに該当する方が対象となります。

- 1 65歳以上の老齢基礎年金受給者
- 2 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
- 3 前年の年金収入金額とその他の所得との合計が878,900円以下である。

＜給付額＞

月額 5,310円 × 保険料納付済期間（月数）/480月

（保険料免除期間がある場合は、当該保険料免除期間に応じて、老齢基礎年金満額の1/6を基本とした加算あり）

（前年の年金収入金額とその他の所得額の合計額が778,900円を超え878,900円以下である方には、補足的な給付を支給）

(2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

＜支給要件＞前年の所得が4,721,000円以下の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者

＜給付額＞障害等級2級の者および遺族である者 月額 5,310円

障害等級1級の者 月額 6,638円

3 国民年金事業の実施状況

加入の状況

(単位：人)

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
R 元	253,340	28,464	515	14,742	43,721
R 2	250,022	28,046	554	14,084	42,684
R 3	246,256	27,406	543	13,390	41,339
R 4	242,467	26,560	519	12,532	39,611
R 5	238,213	25,838	532	11,811	38,181

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

納付の状況

(単位：月，％)

年 度	対象月数 A	納付月数 B	納付率 B/A
R 元	164,935	107,148	65.0
R 2	152,591	104,086	68.2
R 3	146,356	102,347	69.9
R 4	139,479	101,846	73.0
R 5	136,503	102,494	75.1

※ 各年度とも、年度末の月数を示しています。

免除者の状況

(単位：人，％)

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 計	
	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率
R 元	5,025	17.7	11,171	39.2	16,196	56.9
R 2	5,069	18.1	11,618	41.4	16,687	59.5
R 3	5,031	18.4	11,449	41.7	16,480	60.1
R 4	4,979	18.7	11,220	42.3	16,199	61.0
R 5	4,958	19.2	10,647	41.2	15,605	60.4

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老 齢 年 金	老齢基礎	82,554	83,423	84,074	84,048	83,865
	老齢（旧法）	965	788	656	549	460
	通算（旧法）	804	687	547	438	336
	計	84,323	84,898	85,277	85,035	84,661
障 害 年 金	障害基礎	5,792	5,788	5,841	5,907	5,917
	障害（旧法）	140	132	120	110	101
	計	5,932	5,920	5,961	6,017	6,018
遺 族 年 金	遺族基礎	379	392	344	350	324
	寡婦年金	34	34	31	28	25
	計	413	426	375	378	349
合 計		90,668	91,244	91,613	91,430	91,028

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

§ 8 後期高齢者医療事業

1 後期高齢者医療事業の概要

(1) 後期高齢者医療制度について

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、それまでの老人保健制度にかわって、高齢社会に対応し、かつ高齢者世代と現役世代の負担が明確化され、公平でわかりやすい独立した医療保険制度として後期高齢者医療制度が、平成20年4月に創設されました。

なお、後期高齢者の医療にかかる費用は、医療機関等での被保険者自身が支払う窓口負担金を除き、約5割を税金（国，都道府県，市町村）で、約4割を若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割を高齢者の方の保険料でまかなわれ、国民みんなで支えあうしくみとなっています。

また、この制度は、道内すべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村は、保険料徴収や窓口業務を行っております。

《参考》これまでの国の歩み

昭和48年 老人医療費の無料化（70歳～）

昭和58年 老人保健法の制定（老人保健制度の施行）

平成14年 老人保健制度の対象を段階的に引き上げ（70→75歳）

平成18年 健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められる

平成20年 後期高齢者医療制度が施行

(2) 本市の被保険者数の推移（各年度末）

令和元年度 44,426人

令和2年度 44,374人

令和3年度 44,828人

令和4年度 45,913人

令和5年度 47,030人

2 後期高齢者医療制度の主な内容

(1) 対象者（被保険者）

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から加入，手続きは必要ありません。）
- 65～74歳で一定の障がいのある方（任意加入，申請手続きが必要です。）
「一定の障がいのある方」とは…
 - ・国民年金などの障害年金1，2級を受給している方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1，2級に該当する方
 - ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部に該当する方
 - ・療育手帳A（重度）判定に該当する方

(2) 受けられる給付

医療機関等では一部負担金を支払い，医療の給付を受けることができます。
主な給付は，保険適用の入院・通院・薬剤・訪問看護等の費用

※入院したときの食事代や保険が適用されない差額ベッド代など保険診療外経費は対象外

また，コルセットなどの補装具を購入した場合，料金をいったん全額お支払いいただきますが，申請により一部負担金を除いた分が支給されます。

(3) 一部負担金

医療機関等で支払う一部負担金（窓口負担）は，医療費の原則1割です。
ただし，現役並み所得者の方は，3割となります。

また，令和4年10月から，一定以上所得者の方は，2割とな~~って~~います。

この割合は前年の所得を基に判定し，8月から翌年7月まで適用されます。

なお，同じ月に同一の医療機関等に支払う一部負担金は，自己負担限度額までとなっています。

◎現役並み所得者（3割負担）とは，本人または同一世帯の被保険者の方の住民税の課税所得が145万円以上の方。ただし，下記の要件(1)と(2)のどちらにも該当する場合は1割または2割負担となります。

(1) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯

(2) 同一世帯の被保険者の「所得金額－基礎控除額（最大で43万円）※」

の合計が210万円以下

※前年の所得金額により控除額が異なる場合があります。

なお，次のいずれかに該当する場合は，1割または2割負担となります。

◆同一世帯に被保険者が1人のみの場合

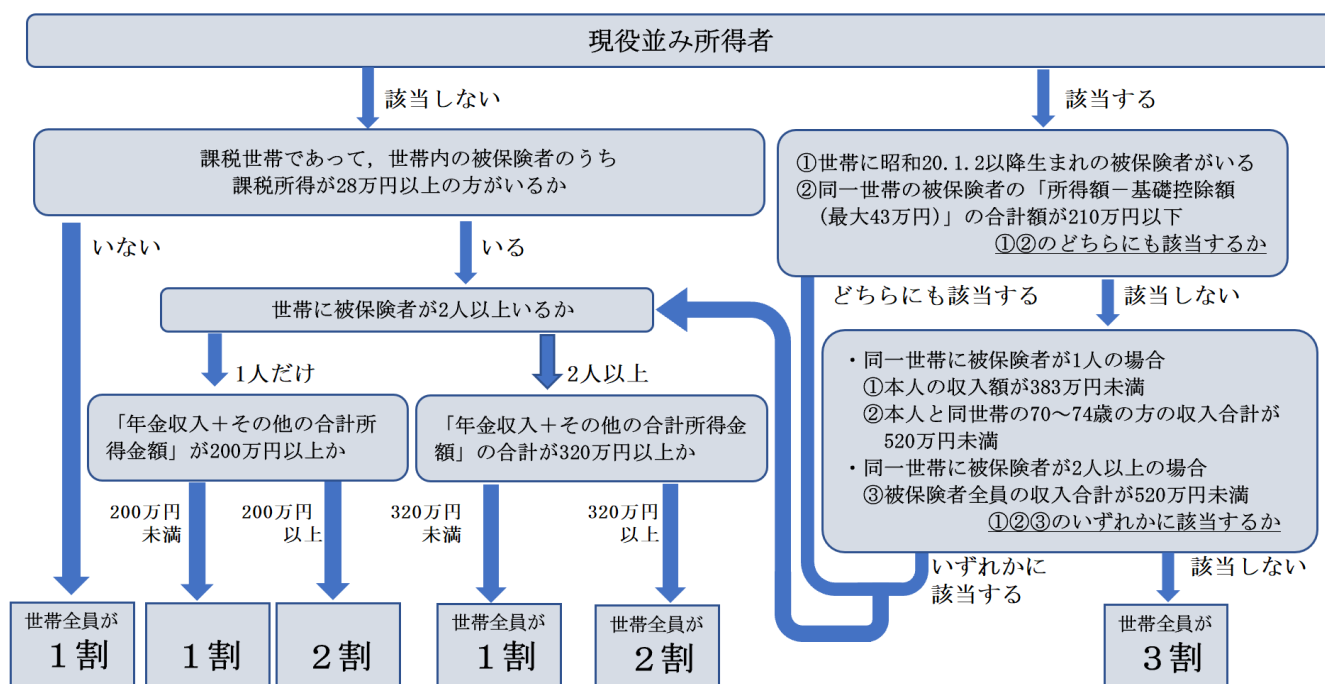
- ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき，または同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき

◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

- ◎（令和4年10月から）2割負担となる一定以上所得者とは、本人または同一世帯の被保険者の方の住民税の課税所得が28万円以上の方で、同一世帯に被保険者が1人のみの場合は、「年金収入＋その他の合計所得金額※」が200万円以上の方。同一世帯に被保険者が2人以上いる場合は、「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上の方。

図 <一部負担金（窓口負担）の判定フロー>



- 「課税所得」 … 住民税納税通知書の「課税標準」の額
（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）
- 「収入」 … 所得税法上の収入金額であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額
- 「年金収入」 … 遺族年金や障害年金は含まない
- 「その他の合計所得金額」 … 年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

（４）高額療養費支給制度と自己負担限度額

1か月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、超えた分が後から高額療養費として支給されます。

- 複数の医療機関等を受診した場合、支払った一部負担金の合計額が限度額を超えたとき
- 入院を含む世帯の自己負担額の合計が世帯の限度額を超えたとき
（同一世帯に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は、合算になります。）

高額療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額療養費支給申請書」が送付されます。

申請は、初回のみでそれ以降に発生した高額療養費は、自動的に支給されます。

※ 領収書の提出の必要はありません。

※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表 1 ＜自己負担限度額および標準負担額等＞

所得区分		自己負担限度額		標準負担額 ※4			
				一般病床	療養病床 ※5		
				外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯および個人)	食費 (1食当たり)	食費 (1食当たり)
現役並み 所得者 (3割)	現役Ⅲ	252,600 円＋(医療費－842,000 円)×1% ※1 【140,100 円】 ※2		490 円 [460 円] ※6	490 円 [460 円] ※6 ※8	370 円	
	現役Ⅱ	167,400 円＋(医療費－558,000 円)×1% ※1 【93,000 円】 ※2					
	現役Ⅰ	80,100 円＋(医療費－267,000 円)×1% ※1 【44,400 円】 ※2					
	一定以上所得者 一般Ⅱ (2割)	18,000 円 ※3	57,600 円 【44,400 円】 ※2				
	一般Ⅰ (1割)						
低所得者 (1割)	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	230 円 [210 円] ※7	230 円 [210 円]		
	区分Ⅰ		15,000 円	110 円 [100 円]	140 円 [130 円]		
	区分Ⅰ (老齢福祉年金受給者)				110 円 [100 円]		

※1 医療費の総額が現役Ⅲは 842,000 円、現役Ⅱは 558,000 円、現役Ⅰは 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1 %が加算されます。

※2 【 】内は、過去 1 年間に 3 回以上高額療養費の支給を受けた場合の 4 回目以降の自己負担限度額です。

※3 1 年間(8 月から翌 7 月)の外来の自己負担額合計の限度額は 144,000 円となります。

※4 入院したときには医療費の自己負担額のほかに、食費などの自己負担(標準負担額)がかかります。
[]内は、令和 6 年 5 月 31 日までの標準負担額となります。

※5 医療の必要性の高い方の食費は一般病床と同額となります。また都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方は居住費の負担はありません。

※6 都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、280 円(令和 6 年 5 月 31 日までは 260 円)となります。

※7 区分Ⅱの認定を受けている期間中の過去 12 ヶ月(申請月含む)で「91 日以上入院」に該当する場合は、申請により、180 円(令和 6 年 5 月 31 日までは 160 円)となります。

※8 一部医療機関では 450 円(令和 6 年 5 月 31 日までは 420 円)となります。

◎ 2 割負担となる方について、令和 4 年 10 月から 3 年間(令和 7 年 9 月診療分まで)は、

1 か月の外来医療の負担増加額を 3,000 円までに抑える配慮措置があります。

配慮措置が適用となる場合は、後日、高額療養費として支給します。

(5) 高額介護合算療養費支給制度

1年間（8月1日から翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、表2の限度額を超えたときは、申請により、超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額介護合算療養費等支給申請書」が送付されます。

申請は毎年必要です。

※ 領収書の提出の必要はありません。

※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表2 <自己負担限度額（合算額）>

所得区分		自己負担限度額	所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	現役Ⅲ	212万円	一般Ⅰ・Ⅱ		56万円
	現役Ⅱ	141万円	低所得者	区分Ⅱ	31万円
	現役Ⅰ	67万円		区分Ⅰ	19万円

(6) 低所得者への軽減措置

住民税非課税世帯の方の自己負担額や食費が低くなる制度があります（表1参照）。

医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額や標準負担額について、区分Ⅰ，Ⅱの適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口に掲示する必要があります。

表3 <低所得区分と認定要件>

区分	認 定 要 件
区分Ⅱ	本人および同一世帯の方全員が住民税非課税の方
区分Ⅰ	①本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、かつ、本人および同一世帯の方全員の所得額が一定の基準額以下であること ※一定の基準額：総所得金額・山林所得額等がすべて0円 ②本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者

（７）現役並み所得者の高額療養費の適用について

現役並み所得者の方が医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額について、現役Ⅰ，Ⅱの適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口に提示する必要があります（現役Ⅲの方は保険証のみで自動的に適用されます）。

表４　＜現役区分と認定要件＞

区分	認 定 要 件
現役Ⅲ	住民税課税所得が６９０万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ	住民税課税所得が３８０万円以上６９０万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ	住民税課税所得が３８０万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方で、保険証の負担割合が３割の方

§ 9 戸 籍 業 務

1 戸籍・住民基本台帳に関する業務の概要

(1) 戸籍，住民基本台帳等制度

ア 戸籍制度

国民の出生から死亡に至るまでの親子関係，婚姻関係などの重要な身分関係を明らかにし，これを公証する唯一の制度です。令和6年3月末現在，本籍数135,237戸，本籍人口287,341となっています。

イ 住民基本台帳制度

住民の届出によりその居住関係を記録し，これを公証する制度です。

選挙，国民健康保険，国民年金等，住民に関する事務の礎となっています。

ウ 印鑑登録制度

住民基本台帳を基に個人の印鑑を登録し，住民の不動産登記，自動車の登録，公正証書の作成等，権利義務の発生，変更等に広く利用されている制度です。本市では，登録証明事務の事故防止に万全の注意を払い，市民の財産や権利の保護に努めています。

エ マイナンバー（個人番号）制度

住民票を有する方（外国人含む）に1人1つの番号（12桁）を付し，社会保障，税，災害対策の分野で効率的に情報管理し，透明性・利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。本市では，マイナンバー（個人番号）を住民に確実に通知し，また，マイナンバー（個人番号）カードを申請された方への迅速な交付に努めています。

※ マイナンバーカード

本人の申請により交付される顔写真付のICカード。個人番号を証明する書類や公的な身分証明書として利用でき，また，様々な行政サービスを受けることができる。

(2) 函館市の人口

戦時中は一時20万人を割ったものの，昭和41年に銭亀沢村，昭和48年に亀田市，平成16年12月には戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町と合併し，令和6年3月末現在で138,258世帯，238,213人となっています。

また，国際交流の活発化に伴い，函館市に居住する外国人も増加し，令和6年3月末現在の外国人人口数は1,233世帯（複数国籍世帯を含む），1,565人に達しています。

(3) 事務処理の効率化

平成元年2月13日から住民基本台帳・印鑑登録等の住民記録をオンライン化し，住民サービスの向上，事務の効率化に取り組んできましたが，平成19年3月3日には，戸籍事務電算処理システムの導入により，戸籍関係のサービスを大幅に改善するなど，各種証明書発行事務，諸届書の処理事務の効率化に努めています。

2 公的個人認証サービス

国や地方公共団体における行政手続きの一部がインターネットを利用して行えるようになり、平成16年1月29日から、インターネットを利用した申請・届出を行う際、他人によるなりすましや改ざんを防止するための電子証明書の交付（公的個人認証サービス）を行っています。

現在、電子証明書には以下の2種類があります。

○ 署名用電子証明書

- ・ インターネット等によるオンライン手続きや電子文書を送信する際などに、なりすましや文書の改ざん等の危険を防ぐための本人確認手段です。
- ・ 電子証明書が格納された住基カードまたは署名用電子証明書が格納されたマイナンバーカードで利用できます。

○ 利用者証明用電子証明書

- ・ コンビニでの公的証明書発行の際や、行政のインターネットサイト（マイナポータルなど）へのログインをする際などに、利用者本人であることを証明する手段です。
- ・ 利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードで利用できます。

3 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）

住民基本台帳法の一部改正により、平成14年8月5日から各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られました。また、マイナンバー（個人番号）制度については、平成27年10月5日から住基ネットを介してサービスが開始されました。

〈住基ネットによるサービス〉

平成14年8月から	○ 国の行政機関等へ申請・届出を行う際、住民票の写しの添付省略可能となる。 (法律で定められた事務のみ。住民票コードの提示を要する。)
平成15年8月から	○ 希望者に住民基本台帳カード（以下、「住基カード」）が発行され、電子証明書の保存用カードとして利用可能となる。 ○ 住民票の写しが全国どこからでも交付可能となる。（本人と同一世帯員分のみ。） ○ 住基カードを使用した特例の転出届をすると、転入手続きの際、住基カードを提示することにより転出証明書が不要となる。

平成24年7月から	○ 転出時の住基カードの返納が不要となり、転入先でも引き続き使用可能となる。
平成25年7月から	○ 外国人住民に対する住基ネットのサービスが開始される。
平成27年10月から	○ 住民票のある全ての方にマイナンバーが付番され、マイナンバーの通知カードの交付とマイナンバーカードの交付申請の受付が開始される。 ※ 令和2年5月25日以降、マイナンバーの通知方法が通知カードから「個人番号通知書」に移行した。交付済みの通知カードは、氏名、住所等の変更がない場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用可能
平成27年12月	○ 住基カードの交付申請の受付および電子証明書の交付サービスが終了となる。 ※ 交付済の住基カードと電子証明書は住所異動等により失効しない限り有効期間まで有効
平成28年1月から	○ マイナンバーカードの交付が開始される。 ※ 住基カードで利用できたサービスは、マイナンバーカードでも利用可能

4 市民サービス向上に係る取組

(1) 電話予約による住民票の写し等の交付

平成5年6月から、完全週休2日制の実施に伴う市民サービスとして開始しています。開始当初は土曜日のみの交付でしたが、現在では交付日を拡大、交付時間も延長しています。

〈電話予約による住民票の写し等交付概要〉

予約できる証明書 (申請できる方)	予約の受付 時間・場所	証明書の交付 時間・場所
住民票の写し 本人分または同一世帯員分 (本人および同一世帯員)	受付時間 ○平日(月～金) 当日の8:45～16:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 の直前の開庁日の 8:45～16:00 受付場所 市民部戸籍住民課	交付時間 ○平日(月～金) 当日の17:30～22:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 閉庁日の 8:45～22:00 交付場所 市役所本庁舎宿日直室
印鑑登録証明書 本人分 (本人およびその代理人)		

〈電話予約による住民票の写し等の発行件数〉

(単位:件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民票の写し	582	517	407	370	158
印鑑登録証明書	218	193	172	148	65
合 計	800	710	579	518	223

(2) オンライン申請受付

ア 北海道電子自治体共同システム（HARP）を利用した電子申請

平成18年10月2日から北海道電子自治体共同システムを利用した電子申請を実施しています。

(取得できる証明書：印鑑登録証明書，除かれた住民票の写し)

イ L I N E 申請

令和6年8月1日から住民票の写しの交付申請を函館市公式L I N Eからできるようにしています。

※ 交付申請された住民票の写しは，郵送でお届けします。

ウ コンビニ交付サービス

令和2年2月1日から，マイナンバーカードを利用して，全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票の写しなどの証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施しています。

〈取得できる証明書等〉

取得できる証明書	利用時間	請求対象者
住民票の写し (個人番号の有無選択可)	6:30～23:00 (土・日・祝日を含む)	函館市に住民登録がある本人および同一世帯の方
印鑑登録証明書		函館市に印鑑登録している方 (本人のみ)
戸籍の附票の写し	9:00～17:30 (平日のみ)	函館市に本籍がある本人および同一戸籍の方
戸籍(全部・個人事項)証明書		

※ 住民票コードが記載された住民票の写し，住民票の除票，除籍，改製原戸籍および附票の除票については取得できません。

エ 戸籍等証明書自動交付機の導入

令和3年12月1日から本庁舎戸籍住民課，湯川支所および亀田支所に戸

籍等証明書自動交付機を設置し、コンビニエンスストアと同様に住民票の写しなどの証明書を取得できるようにしています。

(3) 戸籍住民窓口待合状況閲覧システムの導入

令和2年11月2日から本庁舎戸籍住民課および亀田支所の戸籍住民窓口
に令和6年3月1日から湯川支所の戸籍住民窓口
に戸籍住民窓口待合状況閲覧システムを導入し、設置している受付番号表示システムと連動させることにより、同窓口における待ち人数および呼出番号を市ホームページから確認できるようにしています。

(4) キャッシュレス決済の導入

令和3年4月26日から本庁舎戸籍住民課、湯川支所および亀田支所の窓口で戸籍等の証明等手数料のキャッシュレス決済を導入しています。

5 マイナンバーカードの訪問型出張申請受付等業務

令和6年7月1日から、市役所への来庁が困難な市民の申請機会の拡充を図ることで、マイナンバーカードの申請や取得にかかる市民の負担を軽減し、広くマイナンバーカードの交付を促進することを目的として、施設等や個人宅への訪問型の出張申請受付等を開始しています。

住民基本台帳の世帯数と人口

(各年度末現在)

年 度	世帯数		住民基本台帳人口			
		前年比 (%)	男	女	計	前年比 (%)
R元	141, 221	99. 6	115, 202	138, 138	253, 340	98. 7
R2	140, 972	99. 8	113, 482	136, 540	250, 022	98. 7
R3	140, 115	99. 4	111, 857	134, 399	246, 256	98. 5
R4	139, 419	99. 5	110, 271	132, 196	242, 467	98. 5
R5	138, 258	98. 7	108, 374	129, 839	238, 213	96. 7
内 訳	本 庁	43, 952	31, 593	38, 918	70, 511	97. 7
	湯 川	25, 389	19, 089	23, 849	42, 938	98. 2
	銭 亀 沢	3, 388	2, 709	3, 154	5, 863	97. 8
	亀 田	60, 233	50, 436	58, 977	109, 413	98. 8
	戸 井	1, 206	977	1, 144	2, 121	96. 3
	恵 山	1, 394	1, 146	1, 221	2, 367	96. 1
	楳 法 華	414	355	403	758	97. 9
	南 茅 部	2, 282	2, 069	2, 173	4, 242	96. 4

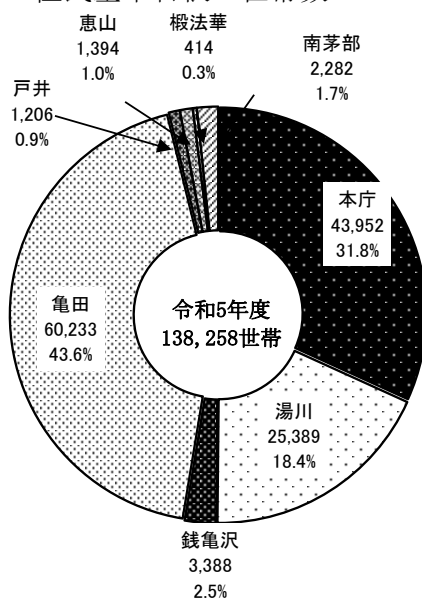
※平成24年7月より外国人住民の人口と世帯数が住民基本台帳に含まれています。

本籍数と本籍人口

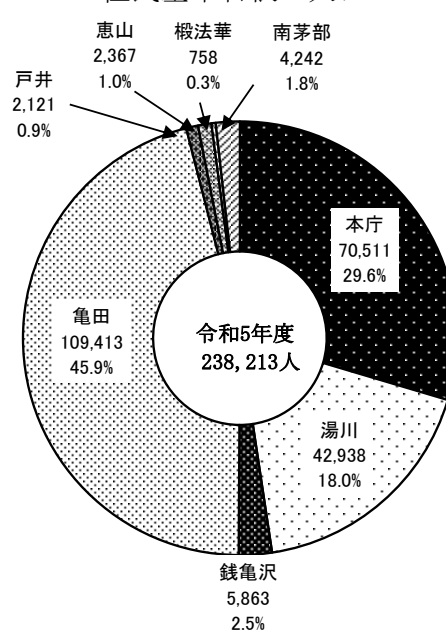
(各年度末現在)

年 度	本籍数		本籍人口	
		前年比 (%)		前年比 (%)
H30	143, 065	99. 1	310, 955	98. 7
R元	141, 711	99. 1	306, 273	98. 5
R2	140, 373	99. 1	301, 851	98. 6
R3	138, 885	98. 9	297, 411	98. 5
R4	137, 039	98. 7	292, 362	98. 3
R5	135, 237	98. 7	287, 341	98. 3

住民基本台帳の世帯数



住民基本台帳の人口



※ 端数処理で小数第2位を四捨五入しているため、世帯数（管内別）の合計割合が100%になっていません。

外国人住民人口と世帯数（複数国籍世帯を含む）

(各年度末現在) (単位:人, 世帯)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 員	男	455	404	384	555	654
	女	687	717	598	786	911
	計	1,142	1,121	982	1,341	1,565
世 帯 数		1,035	1,026	877	1,230	1,233

住民基本台帳処理件数

(単位:件) (単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職権記載・ 消 除 等	出 生	1,206	1,187	1,117	1,014	915
	死 亡	3,794	3,663	3,847	4,180	4,218
	職権記載	1	1	0	1	1
	職権消除	30	28	24	21	15
	職権修正	796	720	570	1,063	572
	そ の 他	3,645	3,257	3,033	2,750	2,559
	通 知 書	7,335	6,844	6,801	6,456	7,186
届出記載	転 入	6,999	6,668	6,333	6,860	6,575
	転 出	7,606	7,242	7,048	7,094	7,103
	転 居	8,504	8,135	7,647	7,286	7,059
	世帯変更	2,938	2,977	2,803	2,809	2,730
	法第30条の47	13	7	4	3	1
合 計		42,867	40,729	39,227	39,537	38,934

※ その他は、届出修正、戸籍異動、職権回復、転出取消、失踪宣告、帰化、国籍取得、国籍喪失

印鑑登録件数

(単位:人, 件) (単位:人, 件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
印鑑登録者数		171,757	170,227	168,534	166,363	164,249
届 出 件 数	新規登録	9,128	8,440	8,107	7,599	7,274
	亡失・廃止	3,562	3,186	2,935	2,630	2,345
	計	12,690	11,626	11,042	10,229	9,619

※ 印鑑登録者数は各年度末の登録者数

個人番号関係処理件数

(単位:件) (単位:件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
記 載 変 更	9,838	4,981	5,380	7,358	9,866
通知カード返納	69	5	1	1	3
マイナンバーカード返納	13	10	13	31	35
在留期間更新	6	18	16	29	167
電 子 証 明 書	8,676	36,266	39,340	68,550	9,728
	電 子 証 明 書 (有 料)	64	213	260	714
	電 子 証 明 書 (無 料)	8,612	36,053	39,080	68,085
合 計	18,602	41,280	44,750	75,969	19,799

※ 通知カード、マイナンバーカード返納は国外転出分

※ 電子証明書は、平成30年度まで住民基本台帳カード分を含む

※ 通知カードの新規発行、記載事項変更の手続等は令和2年5月25日以後廃止

戸籍処理件数

(単位:件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生	1,768	1,752	1,599	1,493	1,351
国籍留保	20	25	10	13	18
認知	50	52	55	29	28
養子縁組	254	260	178	186	135
養子離縁	71	60	63	53	65
法第69条の2 法第73条の2	5	0	2	5	9
婚姻	2,831	2,440	2,315	2,117	1,999
離婚	750	711	609	597	608
法第75条の2 法第77条の2	353	341	299	271	294
親権・後見他	20	26	10	10	17
死亡	5,107	4,961	5,234	5,712	5,694
失踪	6	6	5	3	5
復氏	6	5	6	6	4
姻族関係終了	8	11	5	11	7
相続人廃除	0	0	0	0	0
入籍	568	570	423	386	373
分籍	70	71	75	77	85
国籍取得	0	4	1	0	1
帰化	3	4	0	2	2
国籍喪失	0	2	5	3	4
国籍選択	2	1	1	5	4
外国国籍喪失	0	0	0	0	0
氏の変更	39	26	25	25	24
名の変更	7	10	13	7	6
転籍	1,421	1,163	1,149	1,146	1,016
就籍	0	0	1	0	0
訂正・更正	161	214	118	132	105
追完	1	3	0	1	0
その他	10	11	8	6	5
不受理申出	87	53	51	46	58
計	13,618	12,782	12,260	12,342	11,917

証明件数

(単位:件)

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸 籍 関 係	戸籍	全部事項証明(謄本)	37,035	33,685	32,861	33,789	38,129
		広域交付	-	-	-	-	275
		個人事項証明(抄本)	7,371	6,021	5,060	5,422	4,654
		一部事項証明書	-	-	-	-	0
	除籍	全部事項証明(謄本)	18,378	18,396	19,752	5,372	5,487
		広域交付	-	-	-	-	32
		個人事項証明(抄本)	185	176	219	139	166
		一部事項証明書	-	-	-	-	0
	平成 改原	謄 本	10,425	10,110	10,422	27,204	29,901
		広 域 交 付	-	-	-	-	701
		抄 本	102	112	98	200	178
		一部事項証明書	-	-	-	-	0
	戸籍の記載証明		46	16	40	20	54
	除籍の記載証明		0	0		0	0
	受理	一 般	384	321	358	334	338
		上 質 紙	48	23	31	13	9
	届書記載事項証明書		-	-	-	-	0
	届書等情報内容証明書		-	-	-	-	0
	届書閲覧		-	-	-	-	0
	届書等情報内容閲覧		-	-	-	-	0
住 民 基 本 台 帳 関 係	住民票		124,483	118,866	117,847	114,731	107,448
	住民票（広域交付）		163	152	159	172	304
	住民票（電子申請）		0	0		1	0
	戸籍の附票		6,576	6,484	6,705	6,873	8,180
	記載事項証明		1,556	1,411	1,298	1,389	1,194
	関 覧		3,843	1,261	1,385	1,662	1,292
番 号	通知カード		1,008	109	-	-	-
	個人番号カード		79	232	267	471	718
印 鑑 関 係	印鑑登録証明		62,961	59,328	54,742	53,076	54,225
	印鑑登録証明（電子申請）		0	0		0	2
	印鑑登録証交付		2,647	2,337	2,153	1,974	1,725
そ の 他	諸 証 明	身 分	2,783	2,855	2,766	2,731	2,160
		不 在	389	329	310	381	315
		大 火	462	445	404	451	508
		年 金	660	523	531	507	430
		埋 火	7	12	4	32	4
		諸 証 明	306	240	275	230	300
		外 国 人	-	-	-	-	-
小 計		281,897	263,444	257,687	257,174	258,729	
公 的 年 金 等	公的年金		14	2	0	1	0
	出稼手帳		29	11	11	18	9
	住基コード		125	106	92	108	164
	通知カード（無料）		110	8	-	-	-
	個人番号カード（無料）		6,700	26,111	34,152	61,507	24,120
	出産育児一時金		19	16	12	15	16
	諸証明（本籍更正・不受理）			1	0	0	1
	労基法57,111条関係		87	176	192	181	157
	石綿被害救済法83条関係		1	0	0	3	0
	戸籍氏名文字変更（電算化）			0	2	0	0
	住民票記載修正(電算化)		1	0	0	0	0
合 計		288,983	289,875	292,148	319,007	283,196	

※ 公用を除く

※ 通知カードの新規発行、記載事項変更の手続きは令和2年5月25日以降廃止

※ 戸籍謄本および除籍謄本の広域交付は令和6年3月1日から制度開始

火葬および埋葬許可件数

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
火葬	死 体	4,002	3,859	4,128	4,439	4,442
	死 胎	59	44	39	42	29
埋葬	死 体	0	0	0	0	0
	死 胎	0	0	0	0	0
合 計		4,061	3,903	4,167	4,481	4,471

証明書等取扱件数（令和5年度）

 《参考》

 令和6年3月末現在（単位：件）

種 別	計		内 記										銭電況支所	
	窓 口	郵 送	本 庁	公 用	窓 口	窓 口	窓 口	窓 口	窓 口	窓 口	窓 口	窓 口	窓 口	公 用
戸籍全部事項証明	44,942	10,999	5,680	528	11,734	9,404	454	5,005	135	506	497	163	1	6
広域交付	295	106	19	26	99	5	36	2	2	2	2	2	1	1
戸籍個人事項証明	3,999	1,050	554	48	458	1,119	76	635	11	43	5	11	15	61
戸籍一部事項証明														
電算化後：除籍全部事項証明	8,848	1,853	1,569	137	3,257	1,034	46	561	18	67	306	28	1	51
広域交付	39	11		2	7	11			7	1		1		
電算化後：除籍個人事項証明	204	63	45		43	40		12				1		
電算化後：除籍個人事項証明	1				1									
電算化前：謄本	47,754	8,398	13,328	616	17,736	3,681	246	2,336	137	268	1,003	133	1	10
広域交付	735	280	47	47	44	203	28	122	7	4			3	7
電算化前：抄本	216	20	117		36	23		15	1		4			2
電算化前：一部事項証明	13				13									
戸籍の記載事項証明	53	16	36		1								1	
除籍の記載事項証明														
受理証明	337	175	11	11		94	13	27	2	4		1		
受理証明（上巻紙）	9	5	1	2		1								
届書記載事項証明														
届書等情報内容証明														
届書閲覧														
届書等情報内容閲覧														
住民票	89,100	27,547	10,154	1,383	6,206	27,545	1,415	12,868	311	1,209	462	257	1,105	27
住民票（広域交付）	296	90		139		47	8	11		1		3	6	1
住民票（電子申請）														
戸籍の附票	29,134	2,338	3,086	95	21,171	1,142	61	604	26	51	560	14	8	15
記載事項証明（住）	1,175	446	7	22	457		18	208	5	12		3		4
閲覧	4,852	1,292			3,560									
印鑑登録証明	39,217	13,755		814	32	15,067	750	7,798	195	806		258		425
印鑑登録証明（電子申請）	2	2												
印鑑登録証交付	1,628	575		18		636	17	347	5	30		15		27
身分証明	2,123	760	541	21		513	22	244	2	20		3		14
不在証明	334	139	94	14	23	40	3	21				1		
大火証明	580	71	413	2	69	12		9	1		3			
年金証明	422	169		1		130	3	112		7		3		3
埋火証明	4	3	1									1		
諸証明	306	56	195	4	9	26	2	14						
識別符号 戸籍														
識別符号 除籍（改製後）														
識別符号 除籍（改製前）														
公的年金														
出稼手帳	4	2				2								
住記コード	161	53			73		34			1		1		
個人番号カード（無料）	23,299	9,593			9,599		3,695			412		147		187
出産育児一時金	15	4			9		2							
諸証明（本籍更正・不受理）	1				1									
労基法57,111条関係	157	33	2		76		42			4				
石綿被害救済法83条														
戸籍氏名文字変更（電算化）														
住民票記載修正（電算化）														
合 計	300,255	79,904	35,834	3,923	64,425	71,085	3,167	34,765	859	3,448	2,845	1,045	1,115	50
電子証明書	693	275			271		132			15		2		6
個人番号カード	696	277			273		132			14		2		6

※上表個人番号カードについては、地方公共団体情報システム機構との委託契約に基づき手数料を徴収した個人番号カードの再発行件数。

《参考》

(単位:件)

各種届出等件数 (令和5年度)

種 別	本庁および3支所受付処理分					4支所受付処理分				総 計	
	計	本 庁	湯 川 支 所	銭亀沢 支 所	亀 田 支 所	戸 井 支 所	恵 山 支 所	楳法華 支 所	南茅部 支 所		
住民記録関係											
届	転 入	6,493	3,755	728	34	1,976	3	31	5	44	6,576
	転 出	7,024	3,894	913	39	2,178	8	26	2	43	7,103
	転 居	6,915	2,949	1,235	81	2,650	16	20	17	91	7,059
	出世帯変更	2,659	1,660	284	35	680	11	12	5	43	2,730
	届出修正	79	29	14	1	35	0	2	0	1	82
職	戸籍異動	2,341	1,439	234	15	653	1	6	1	10	2,359
	出 生	892	387	121	8	376	1	3	1	18	915
	死 亡	4,176	3,916	137	4	119	1	20	2	19	4,218
	権 職権修正	566	377	60	3	126	1	2	1	2	572
	そ の 他 *	134	88	15	0	31	0	0	0		134
小 計	31,279	18,494	3,741	220	8,824	42	122	34	271	31,748	
印鑑登録関係											
	印鑑登録	7,057	2,994	1,192	91	2,780	28	55	23	111	7,274
	印鑑廃止	2,235	844	481	35	875	21	32	15	42	2,345
小 計	9,292	3,838	1,673	126	3,655	49	87	38	153	9,619	
戸 籍 関 係											
	出 生	1,327	787	127	8	405	1	3	2	18	1,351
	死 亡	5,648	5,360	152	4	132	1	21	2	22	5,694
	婚 姻	1,992	1,831	37	4	120	1	2	0	4	1,999
	離 婚	604	412	51	3	138	0	0	0	4	608
	転 籍	1,013	695	81	4	233	0	1	1	1	1,016
	その他届出	1,187	820	113	3	251	0	0	0	4	1,191
	不受理申出書	67	40	11	0	16	0	0	0	0	67
小 計	11,838	9,945	572	26	1,295	3	27	5	53	11,926	
住居表示関係											
	建築物等新築届	480	480	—	—	—	—	—	—	—	480
個人番号関係											
	記載変更	9,768	4,716	1,350	74	3,628	12	13	12	61	9,866
	通知カード (国外転出による返納)	3	1	0	0	2	0	0	0	0	3
	マイナンバーカード (国外転出による返納)	34	23	6	0	5	0	0	0	1	35
	在留期間更新	165	132	9	2	22	2	0	0	0	167
小 計	9,970	4,872	1,365	76	3,657	14	13	12	62	10,071	
その他受付											
	転入学指定書	153	97	15	0	41	—	—	—	—	153
	母子健康手帳	105	36	20	1	48	0	1	0	0	106
	出稼労働者手帳	4	2	0	0	2	0	0	0	5	9
合 計	63,121	37,764	7,386	449	17,522	108	250	89	544	64,112	

* その他(職権記載、職権消除、職権回復、転出取消、失踪宣言、帰化、国籍取得、国籍喪失)

※ 住民記録関係と印鑑登録関係については、本市での受付件数

※ 戸籍関係については、他市町村等から送付された件数も含む

※ 4支所については、転入学指定書は教育事務所で発行、母子健康手帳はH27年度から市民福祉課

※ 通知カードの新規発行、記載事項変更の手続等は令和2年5月25日以後廃止

§ 10 住居表示整備事業

1 住居表示整備事業の概要

(1) 住居表示整備事業

昭和37年「住居表示に関する法律」が制定され、本市においても同法に基づいて、昭和38年9月に住居表示整備事業計画を策定し、昭和39年「函館市住居表示審議会条例」を定めるとともに「函館市住居表示整備実施基準」を定め整備事業に着手しました。

ア 第1次住居表示整備事業（昭和40年度～昭和44年度）

西部・東部・北部・湯川各地区の71町を実施。

昭和40年を初年次に昭和44年まで西部地区20町、東部地区23町、北部地区20町、湯川地区8町の合わせて71町を実施し、第1次の住居表示整備事業を終了しました。

イ 第2次住居表示整備事業（昭和51年度～昭和61年度）

亀田・湯川各地区の39町を実施。

昭和48年の亀田市との合併、さらには湯川地区においても住居表示が必要となったため、昭和50年、第2次の住居表示整備事業に着手し、昭和61年までに亀田地区32町、湯川地区2町と5町の一部について実施、これにより整備事業は当初の区域をほぼ達成したため、事業に一応の終止符を打ちました。

ウ 第3次住居表示整備事業（平成8年度～平成13年度）

亀田地区の10町を実施。

本市における市街地の伸びは、東部地区や北部地区へと発展し、都市化が続く一方、大規模住宅団地の造成などが顕著となり、新たな住居表示の整備が必要となってきました。

このため、平成7年度に陣川地区、亀田中野地区、桔梗地区を順次実施する内容の第3次の住居表示整備事業方針をまとめ、平成8年度に陣川地区、平成10年度に亀田中野地区、平成14年2月12日に桔梗地区を実施しました。

(2) 旧町名保存継承記念碑設置事業

平成3年度から平成8年度までには、住居表示の実施により整理、統合され廃町となった28町について、そこに住む住民にとりまして代々引き継がれ、深い愛着がある旧町名を、その歴史的由来とともに末永く後世に伝承するため、旧町名保存継承記念碑を各町会の敷地の中の一角に設置する事業を行ってきました。

住 居 表 示 実 施 状 況

実施地区 (実施年月日)	町 数		面 積	実施当時 の世帯数	実施当時 の 人 口
	旧町	新町			
西部地区 S40. 7. 1	4 3 町	2 0 町	m ² 5,722,764	世帯 19,349	人 64,149
東部地区 S43. 5. 1 S55. 2. 1	2 2 町	2 3 町	8,093,882	25,577	84,553
北部地区 S43.10. 1	1 8 町	2 0 町	6,385,719	17,312	60,471
湯川地区 S44. 9. 1 S51. 8. 1 S53.10. 1 S55. 2. 1 S60.10. 1 S61.10. 1 S63. 3. 1	9 町と 5 町の一部	1 0 町と 5 町の一部	6,089,098	11,524	37,902
亀田地区 S51.10. 1 S52.11. 1 S53.11.10 S55.10. 1 S56.10. 1 S57.10. 1 S58.10. 1 S59.10. 1 H 9. 2. 1 H10. 7. 1 H14. 2.12	7 町と 8 町の一部	4 2 町	15,159,174	35,347	107,130
合 計	99 町と 13 町の一部	115 町と 5 町の一部	41,450,637	109,109	354,205

住 居 表 示 証 明 交 付 件 数

(令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
西部地区	19 件	5 件	3 件	13 件	3 件
東部地区	14 件	14 件	10 件	10 件	7 件
北部地区	6 件	8 件	3 件	4 件	5 件
湯川地区	13 件	8 件	4 件	10 件	15 件
亀田地区	96 件	88 件	81 件	63 件	72 件
合 計	148 件	123 件	101 件	100 件	102 件

建築物等新築届の受付件数

(令和6年3月31日)

区 分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
西部地区	55 件	30 件	40 件	35 件	31 件
東部地区	117 件	99 件	104 件	108 件	79 件
北部地区	73 件	80 件	63 件	61 件	50 件
湯川地区	145 件	112 件	135 件	87 件	67 件
亀田地区	371 件	290 件	306 件	281 件	253 件
合 計	761 件	611 件	648 件	572 件	480 件

2 函館市住居表示審議会

函館市住居表示審議会条例（昭和 39 年 6 月 30 日条例第 12 号）第 2 条の規定により設置されており、住居表示に関する法律に基づく住居表示整備事業の円滑な施行のため、市長の諮問機関として事業に関し必要な調査と審議を行い、その結果を答申しています。

(1) 所掌事項

- ア 町の区域および名称の変更に関すること。
- イ 町の区域の新設および廃止に関すること。
- ウ 住居表示に関すること。
- エ その他市長が必要と認めたこと。

(2) 組織および委員等

- ア 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- イ 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員および当該諮問事項に係る区域の市民のうちから市長が委嘱する。
- ウ 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、委員を解嘱されたものとする。

※ 平成 20 年 9 月から非常設化し、事業実施の度に設置することとしています。

§ 11 交通安全対策事業

1 交通安全対策事業の概要

「くるま社会」の進展に伴い、本市の道路交通を取り巻く環境は、高齢者人口が増加するなかで、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関・団体等において各般の施策を講じてきました。

交通事故の防止は、行政機関および関係団体等は勿論のこと、市民一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

市としては、人命尊重が何物にも優先するとの認識のもとに、交通安全施設の整備を進める一方、昭和63年4月からは、交通指導員を配置して、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢に応じた交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識の高揚を図っています。

また、交通安全に関する関係機関・団体等と連携し、各種交通安全運動を展開するなど、交通安全思想の普及啓発に努めています。

(1) 交通安全運動の推進

各期の交通安全運動期間（全道一斉・年間40日間）を中心に、警察、関係団体等と密接な連携のもと、交通事故を抑止するため、街頭啓発をはじめ、さまざまな形で交通安全運動を推進しています。

ア 街頭啓発、旗の波作戦の実施による啓発活動

イ ラジオ、テレビ、ホームページ、広報車、「市政はこだて」、各種SNSによる呼びかけ

ウ 幼児、児童、生徒をはじめ高齢者等を対象とした交通安全教室

エ 高校生や一般を対象とした自転車の交通ルールとマナーの啓発

オ 高齢者に対する啓発や夜光反射材の普及活動

(2) 交通指導員の配置

各年齢層に応じた生涯にわたる交通安全教育の実践指導を行うことを目的として配置されました。

ア 設置年月日 昭和63年4月1日

イ 指導員数 10名

ウ 業務内容

- ・交通安全実践活動の指導
- ・歩行者、自転車利用者等の安全な通行の指導
- ・家庭、学校、職場等への交通安全思想の普及・啓発
- ・各種交通安全運動の推進

エ 活動状況 令和5年度交通安全教室開催実績
開催 862回 対象者 33,928人

(3) 幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育所等の幼児とその母親で構成する幼児交通安全クラブ（愛称「こぐまクラブ」）を設置し、母と子の交通安全教室を開催して幼児交通安全教育の推進を図っています。

ア 結成クラブ数	認定こども園 52	幼稚園 4	保育園 9	計 65クラブ
イ 会員数	幼 児 3,160人	母 親 2,917人	計 6,077人	(令和6年6月末日現在)

(4) スクールゾーン・幼児ゾーンの警戒標識の設置

通学（園）時の交通事故を防止するため、小学校等の周辺のスクールゾーンおよび児童公園等の周辺の幼児ゾーンに標識の設置を行っています。

ア スクールゾーン	85箇所	標識 314本設置
イ 幼児ゾーン	98箇所	標識 142本設置

(令和6年6月末日現在)

(5) 梁川公園内交通公園

幼児、小・中学生を対象に、交通知識や交通マナーを体得させることを目的として、昭和44年5月18日から開園しました。

令和5年度には、管理事務所の老朽化に伴い、交通安全教室の開催スペースを併設した建物に建て替え、交通安全教育の拠点施設としての機能強化を図っています。また、ゴーカートコースを全面舗装したほか、開園当初設置の遊具を子どもたちが安心して遊べるインクルーシブ遊具へ更新し、利用者のサービス向上につなげています。

ア 所在地	函館市梁川町24番2号
イ 敷地面積	7,752㎡
ウ 施設内容	ゴーカートコース 延長 500m 幅 4m 自転車コース 延長 330m 幅 1.5～2.5m 信号機 1基、各種標識 60本
エ 遊 具	動力式ゴーカート（1人乗） 7台 動力式ゴーカート（2人乗） 8台 足踏式ゴーカート 8台 自転車 14台 インクルーシブ遊具 5基
オ 運 営	函館中央交通安全協会（指定管理者制度）
カ 開園期間	毎年4月1日から10月31日まで
キ 開園時間	午前9時から午後5時まで

ク 休 園 日 毎週月曜日
 （その日が国民の祝日にあたるときはその次の平日）
 春休み，夏休み期間は無休

ケ 使 用 料 動力式ゴーカート
 1 台 1 周につき 1 回券 1 0 0 円
 回数券 5 0 0 円（6 枚つづり）
 入園料，その他の遊具は無料
 （令和 6 年 6 月末日現在）

梁川交通公園利用状況

年度	入園者数 (人)	動 力 式 ゴ ー カ ー ト 利 用 状 況					
		団 体		個 人		合 計	
		利用台数 (台)	使用料 (円)	利用台数 (台)	使用料 (円)	利用台数 (台)	使用料 (円)
R元	34,170	1,656	99,360	61,132	3,667,920	62,788	3,767,280
R 2	24,068	789	47,340	42,371	2,542,260	43,160	2,589,600
R 3	28,450	942	56,520	49,783	2,986,980	50,725	3,043,500
R 4	31,459	1,222	73,320	57,156	3,429,360	58,378	3,502,680
R 5	24,289	1,044	62,640	44,754	2,685,240	45,798	2,747,880
備考：使用料 令和 5 年度まで 1 回券 6 0 円（回数券の設定はなし）							

（６）函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金

令和 6 年度から，函館市内に在住する 6 5 歳以上の高齢ドライバーを対象に，交通事故防止や事故発生時の被害軽減を目的として，国の性能認定を受けた後付けの安全運転支援装置の購入・設置に係る費用の一部を補助しています。

- ・補助件数 1 0 0 件（令和 6 年度予算額 2，0 0 0 千円）
- ・補助基準 購入，設置費用の 2 分の 1 の額（上限額 2 万円）

(7) 市内交通事故の状況

市内交通事故の状況

(単位：件，％)

年	発生件数		死者数		傷者数	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数
R元	500	100.0	5	100.0	592	100.0
R 2	365	73.0	4	80.0	408	68.9
R 3	450	90.0	8	160.0	520	87.8
R 4	415	83.0	1	20.0	477	80.6
R 5	408	81.6	4	80.0	471	79.6

※ 指数は，令和元年を100としています。

交通事故類型別発生状況

(単位：件，％)

年	車両対人		車両対自転車		車両相互		車両単独		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
R元	82	16.4	99	19.8	309	61.8	10	2.0	500	100.0
R 2	65	17.8	76	20.8	214	58.7	10	2.7	365	100.0
R 3	87	19.3	68	15.1	283	62.9	12	2.7	450	100.0
R 4	73	17.6	103	24.8	233	56.1	6	1.5	415	100.0
R 5	70	17.2	89	21.8	245	60.0	4	1.0	408	100.0

年齢階層別死者数

(単位：人)

年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
R元					1	1	3	5
R 2				1	1	1	1	4
R 3				1	1		6	8
R 4							1	1
R 5							4	4

2 函館市交通安全対策会議

函館市交通安全対策会議条例（昭和46年3月22日条例第40号）第1条の規定により設置され、函館市の陸上交通の安全に関する諸問題を審議します。

（1）所掌事務

- ・函館市交通安全計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、およびその施策の実施を推進すること。

（2）会長および委員等

- ・会長は、市長をもって充てる。
- ・委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
 - ア 国の関係地方行政機関の職員
 - イ 北海道の部内の職員
 - ウ 北海道警察の警察官
 - エ 市の職員（オおよびカを除く。）
 - オ 教育長
 - カ 消防長
 - キ 公募による者
 - ク その他市長が必要と認める者
- ・委員の定数は、18人以内とする。

(3) 会長及び委員名簿

(令和6年6月末日現在)

区 分	所属機関・役職名	氏 名
会 長	函 館 市 長	大 泉 潤
国 の 関 係 地 方 行 政 機 関 の 職 員	北海道開発局函館開発建設部次長	畑 山 朗
	北海道運輸局函館運輸支局長	高 浜 悟
	函 館 地 方 気 象 台 次 長	山 口 明
	北海道労働局函館労働基準監督署長	佐 藤 浩 一
北 海 道 の 部 内 の 職 員	北海道渡島総合振興局保健環境部 くらし・子育て担当部長	佐 藤 一 博
	北海道渡島総合振興局函館建設 管理部用地管理室長	大井川 崇 志
北 海 道 警 察 の 警 察 官	北海道警察函館方面本部交通課長	横 田 剛 士
	北海道函館方面函館中央警察署長	岡 崎 健 一
	北海道函館方面函館西警察署長	荒 木 栄
市 の 職 員	函 館 市 市 民 部 長	柏 弘 樹
	函 館 市 土 木 部 長	山 本 寛 人
	函 館 市 企 業 局 交 通 部 長	高 木 博 昭
教 育 長	函 館 市 教 育 長	藤 井 壽 夫
消 防 長	函 館 市 消 防 長	佐 藤 幹 雄
公 募 に よ る 者	一 般 公 募	池 内 芙美代
そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者	函 館 中 央 交 通 安 全 協 会 会 長	片 岡 格
	函 館 地 区 バ ス 協 会 会 長	森 健 二
	函 館 市 町 会 連 合 会 副 会 長	川 上 誠

3 函館市違法駐車等防止条例の制定

違法駐車等は正常な交通の妨げとなるほか、交通事故の要因にもなっており、本市においても、救急・消防活動や清掃業務・除雪業務などのほか、公共輸送機関であるバスの定時・定速性の確保についても違法駐車による影響が出ています。

このため、ドライバーの交通安全に対する意識の高揚を図り、違法駐車等を防止することにより良好な交通環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持および向上に資することを目的として、平成9年3月27日に「函館市違法駐車等防止条例」を制定し、同年6月1日から施行しました。

【条例の主な内容】

(1) 条例の目的

市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車等を防止し、市・市民・事業者が協力しあい、良好な交通環境を確保し、快適で安全な生活環境を保持することを目的とします。

(2) 責 務

違法駐車等の防止は、行政のみでは困難なため、各方面の皆さんにそれぞれの立場で協力していただくことになります。

ア 市は、市民、事業者、その他の関係者の協力を求めるため、啓発に関する施策などを実施します。

イ 市民は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

ウ 事業者は、事業用駐車場の確保を図り、来客・社員の駐車場利用を促進するとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

(3) 重点地域

違法駐車等が著しく多く、日常生活または一般交通に支障が生じている地域として本町・五稜郭地区の別図の地域を、平成9年7月1日に「重点地域」として指定しました。

(4) 指導・啓発

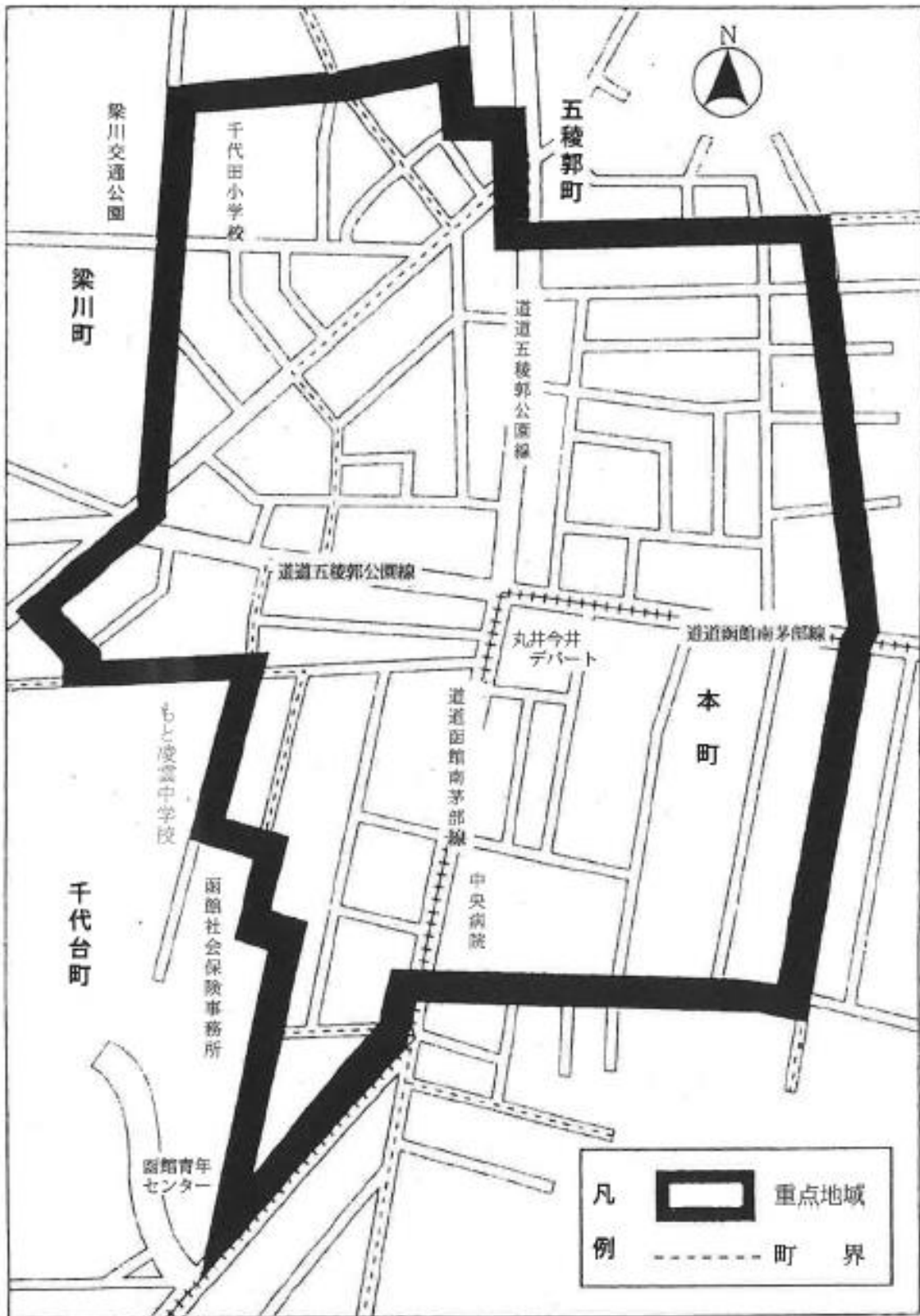
重点地域では、当該地域を所轄する警察署や関係機関・団体と協力しながら違法駐車等をしないよう啓発活動を実施します。

また、重点地域であることを示す看板の設置や周辺駐車場への移動を促すための広報・啓発活動を実施します。

(5) 関係機関への協力要請

重点地域内では、関係機関に対して違法駐車等を防止するための施設の設置や必要な措置を要請します。

違法駐車等防止重点地域



4 函館市交通安全条例の制定

交通安全は、市民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題であり、悲惨な交通事故を防止するためには、市民が交通安全に対する理解と関心を深めていかなければなりません。

すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、平成16年3月に交通安全条例を制定し、同年6月1日から施行しました。

【基本理念】

- ・函館市の地域特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るなど、交通安全に配慮したまちづくりを推進すること。
- ・人命の尊重を基本として、市民一人ひとりが法令を守り、交通安全に関する理解を深めること。
- ・市民一人ひとりが自主的かつ積極的に交通安全に取り組むこと。

【条例の主な内容】

(1) 市の責務

市は交通安全に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施するとともに施策推進のため、国・北海道その他の関係機関・交通安全関係団体との密接な連携を図ります。

(2) 車両の運転者の責務

車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、障がい者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、安全な運転に努めなければなりません。

自転車を運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努めるとともに、夜間においては、車体の側面にも反射器材を取り付けること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(3) 歩行者の責務

歩行者は、道路を通行する際に、交通に関する法令を守り、夜間は夜光反射材を使用するなど、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(4) 交通安全教育の推進

市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、交通安全教育を推進するとともに、その他必要な措置を講ずるよう努めます。

(5) 交通死亡事故多発警報等

市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等においては、交通事故多発警報を発し、警察署、関係機関および関係団体と連携して、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。

(6) 暴走行為防止対策の実施等

市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例に規定する暴走行為を防止するため、警察署等と連携し、その対策に努めます。

市民は、暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。

(7) 救急および救命体制の整備充実

市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急体制の整備および充実に努めます。

§ 12 湯 川 支 所

1 概 況

ア 沿 革

明治35年	4月	1日	町村制実施	ゆのかわむら 湯川村
昭和11年	6月	1日	町制を施行	ゆのかわちょう 湯川町
昭和14年	4月	1日	函館市と合併	函館市

イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市湯川町2丁目40番13号		
敷地総面積	2,606.45㎡ 専有面積1,327.32㎡ 共有面積1,279.13㎡		
規 模	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建 共同住宅併設(3～6階) 庁舎本体建築延床面積 1,337.05㎡ 1階864.10㎡ 2階399.91㎡ 地階73.04㎡ 附属建物(公用車庫)46.75㎡		
取 得 費	391,946,470円(北海道住宅供給公社より購入)		
竣工年月日	着 手	昭和57年 3月30日	
	完 成	昭和57年10月30日	
	開 庁	昭和57年11月15日	

2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
管 理 担 当	公金（出納）取扱		1,716	1,456	1,350	1,488	3,040
	税 証 明 発 行 等		6,602	5,082	4,897	5,061	4,403
	軽自動車各種届出等		466	569	599	447	478
	計 ①		8,784	7,107	6,846	6,996	7,921
民 生 担 当	国 民 健 康 保 険		7,508	6,482	6,154	5,774	5,261
	国 民 年 金		2,425	2,001	1,746	1,813	1,548
	後 期 高 齢		3,957	3,436	3,393	3,612	3,665
	医 療 助 成		1,719	1,644	1,440	1,454	1,586
	計 ②		15,609	13,563	12,733	12,653	12,060
戸 籍 住 民 担 当	届 出 関 係	戸 籍	691	617	578	648	572
		住民基本台帳	4,529	4,431	3,965	4,145	3,741
		個 人 番 号	1,419	694	738	1,024	1,365
		印 鑑 登 録	2,230	2,030	1,962	1,761	1,673
		埋 火 葬 許 可	112	92	114	152	154
		その他諸届出	35	32	23	23	20
		小 計	9,016	7,896	7,380	7,753	7,525
	証 明 書 発 行 関 係	戸 籍	7,714	7,231	8,093	8,340	9,070
		住民基本台帳	19,719	19,615	18,742	16,958	14,033
		個 人 番 号	147	57	61	112	132
		印 鑑 登 録	12,108	11,427	10,354	9,496	8,345
		その他諸証明	563	557	499	490	403
		公 的 年 金 等	1,041	4,728	5,321	9,177	3,739
		住居表示証明	6	6	3	5	11
		小 計	41,298	43,621	43,073	44,578	35,733
	計 ③		50,314	51,517	50,453	52,331	43,258
合 計 ①＋②＋③		74,707	72,187	70,032	71,980	63,239	

(1) 管 理 担 当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
公金（出納）取扱※	歳入金収納	1,438件	1,265件	1,170件	1,361件	2,923件
		13,704,294円	12,256,922円	10,355,523円	13,780,940円	35,567,237円
	公 金 支 払	278件	191件	180件	127件	117件
		3,519,155円	3,026,594円	2,465,994円	2,299,385円	36,988,296円
計 ①		1,716件	1,456件	1,350件	1,488件	3,040件
税証明発行等	所得関係	4,963件	3,433件	3,458件	3,358件	3,149件
	不動産関係	391件	265件	333件	321件	339件
	そ の 他	763件	952件	629件	985件	715件
	軽自動車納税証明	485件	432件	477件	397件	200件
	閲 覧	0件	0件	0件	0件	0件
	計 ②	6,602件	5,082件	4,897件	5,061件	4,403件
軽自動車各種届出		166件	151件	209件	156件	166件
自動車臨時運行許可証発行		85件	105件	110件	90件	103件
町会交付金補助申請等受付		50件	84件	70件	67件	61件
街路灯補助金申請等受付		95件	148件	160件	95件	103件
市民相談受付		0件	0件	0件	0件	0件
児童・生徒転入学学校指定受付		21件	28件	11件	11件	15件
し尿処理手数料除外認定申請受付		49件	53件	39件	28件	30件
計 ③		466件	569件	599件	447件	478件
合 計 ①＋②＋③		8,784件	7,107件	6,846件	6,996件	7,921件

※令和5年9月末まで：指定金融機関派出所業務時間外（午前8時45分～午前9時，午後4時～午後5時30分）において取扱った

市税等収入や公金支払件数・金額

令和5年10月以降：公金取扱窓口（午前8時45分～午後5時30分）において取扱った市税等収入や公金支払件数・金額

（令和5年9月末の指定金融機関派出所の廃止によるもの）

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得 関係	所得金額のみ	1	2	0	2	0
	所得・控除内訳	1	0	0	0	0
	所得・控除・課税	4,961	3,431	3,458	3,356	3,149
	計 ①	4,963	3,433	3,458	3,358	3,149
不 動 産 関 係	通 知	0	0	0	0	0
	評 価	267	179	196	187	204
	公 課	117	85	137	134	128
	登 録	7	1	0	0	7
	法 閲 覧	0	0	0	0	0
	計 ②	391	265	333	321	339
そ の 他	課 税	465	571	385	651	430
	納 税	283	361	229	315	272
	営 業	15	20	15	19	13
	計 ③	763	952	629	985	715
軽自動車納税証明④		485	432	477	397	200
閲 覧⑤		0	0	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		6,602	5,082	4,897	5,061	4,403

軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取 得 ・ 名 義 変 更	81	79	107	81	90
廃 車 等	85	72	102	75	76
合 計	166	151	209	156	166

(2) 民 生 担 当

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険	取 得	1,074	1,070	1,057	1,206	1,135
	喪 失	925	801	799	973	906
	異 動	397	349	329	346	311
	そ の 他	1,374	1,156	1,090	1,106	1,189
	給 付	3,738	3,106	2,879	2,143	1,720
	計 ①	7,508	6,482	6,154	5,774	5,261
国民年金	取 得	748	531	557	618	556
	喪 失	6	7	3	16	11
	変 更	70	96	41	41	37
	裁 定 請 求 等	42	45	62	74	63
	そ の 他	1,559	1,322	1,083	1,064	881
	計 ②	2,425	2,001	1,746	1,813	1,548
後 期 高 齢 ③		3,957	3,436	3,393	3,612	3,665
医療助成	重 度	368	376	389	375	379
	子 ど も	824	786	617	668	733
	ひ と り 親	527	482	434	411	474
	計 ④	1,719	1,644	1,440	1,454	1,586
合 計 ①+②+③+④		15,609	13,563	12,733	12,653	12,060

(3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸 籍	出 生	196	163	152	167	127
	死 亡	108	92	112	150	152
	婚 姻	54	63	46	39	37
	離 婚	70	51	55	51	51
	転 籍	107	114	100	119	81
	そ の 他 の 届	149	129	108	115	113
	不受理申出等	7	5	5	7	11
	計 ①	691	617	578	648	572
住 民 基 本 台 帳	転 入	838	784	810	793	728
	転 出	1,079	1,113	916	995	913
	転 居	1,515	1,404	1,266	1,312	1,235
	世帯主変更等	361	352	303	352	284
	そ の 他	736	778	670	693	581
	計 ②	4,529	4,431	3,965	4,145	3,741
個 人 番 号	記 載 変 更	1,411	693	737	1,019	1,350
	そ の 他	8	1	1	5	15
	計 ③	1,419	694	738	1,024	1,365
印 鑑 登 録	新 規 登 録	1,545	1,394	1,329	1,220	1,192
	廃 止 ・ 亡 失	685	636	633	541	481
	計 ④	2,230	2,030	1,962	1,761	1,673
埋 火 葬 許 可	死 体	108	92	112	150	152
	死 胎	4	0	2	2	2
	計 ⑤	112	92	114	152	154
そ の 他 諸 届 出	母子健康手帳 交 付 受 付	34	30	23	20	20
	出稼労働者 手 帳 交 付	1	2	0	3	0
	計 ⑥	35	32	23	23	20
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		9,016	7,896	7,380	7,753	7,525

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
戸 籍	戸 籍 謄 本	5,093	4,841	4,662	4,848	5,140
	戸 籍 謄 本 (広域交付)	—	—	—	—	38
	戸 籍 抄 本	1,329	1,107	904	761	646
	除 籍 謄 本	1,243	1,218	2,472	2,652	3,052
	除 籍 謄 本 (広域交付)	—	—	—	—	137
	除 籍 抄 本	12	37	29	41	28
	記載事項証明	2	0	9	2	0
	受 理 証 明	35	28	17	36	29
	計 ①	7,714	7,231	8,093	8,340	9,070
住 民 基 本 台 帳	住 民 票	19,023	18,912	18,041	16,265	13,179
	住民票(広域交付)	24	19	17	11	11
	戸 籍 の 附 票	450	481	452	451	630
	記載事項証明	222	203	232	231	213
	計 ②	19,719	19,615	18,742	16,958	14,033
個 人 番 号	通 知 カ ー ド	132	10	—	—	—
	個人番号カード	15	47	61	112	132
	計 ③	147	57	61	112	132
印 鑑 登 録	印 鑑 証 明	11,595	10,965	9,890	9,085	7,993
	印鑑登録証再交付	513	462	464	411	352
	計 ④	12,108	11,427	10,354	9,496	8,345
そ の 他 諸 証 明	身 分 証 明	354	364	290	325	246
	不 在	22	14	39	13	21
	年 金	182	158	144	131	112
	そ の 他	5	21	26	21	24
	計 ⑤	563	557	499	490	403
公 的 年 金 等 (無 料)	公 的 年 金	4	2	0	1	0
	出 稼 手 帳	1	2	0	3	0
	通 知 カ ー ド	19	4	—	—	—
	個人番号カード	994	4,682	5,275	9,129	3,695
	出産育児一時金	4	1	1	3	2
	労基法57,111条関係	19	37	45	41	42
	計 ⑥	1,041	4,728	5,321	9,177	3,739
住居表示証明 ⑦		6	6	3	5	11
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		41,298	43,621	43,073	44,578	35,733

(注) 除籍謄(抄)本は、平成19年3月3日より戸籍事務電算処理システムの導入に伴い、平成改製原戸籍を含む

通知カードの新規発行等の手続きは令和2年5月25日以後廃止

戸籍謄本および除籍謄本の広域交付は令和6年3月1日から制度開始

§ 13 錢 龜 沢 支 所

1 概 況

ア 沿革

明治35年 4月 1日 町村制実施 ぜにかめざわむら 銭 亀 澤 村

昭和41年12月 1日 函館市と合併 函 館 市

イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市銭亀町124番地		
敷地総面積	1,569.69㎡		
規 模	鉄筋コンクリート造トタン葺2階建 庁舎本体建築延べ面積 470.30㎡ 1階 235.15㎡ 2階 235.15㎡		
建 築 費	18,471,000円		
竣 工 年 月 日	昭和42年12月25日		

2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理担当	公金(出納)取扱	8,008	7,769	7,267	7,699	7,514
	税証明発行等	560	385	469	463	352
	軽自動車各種届出等	183	229	243	262	225
	計 ①	8,751	8,383	7,979	8,424	8,091
住民担当	国民健康保険	1,251	954	895	865	795
	国民年金	362	294	246	310	265
	後期高齢	847	638	603	717	685
	医療助成	260	151	136	175	135
	介護保険	572	353	341	395	352
	計 ②	3,292	2,390	2,221	2,462	2,232
	届出関係	戸籍	25	36	36	26
		住民基本台帳	190	252	250	220
		個人番号	51	33	51	76
		印鑑登録	189	177	166	126
		埋火葬許可	4	1	3	4
		母子健康手帳	2	2	0	1
		小計	461	501	506	453
	証明書発行関係	戸籍	15,507	13,954	11,524	6,393
		住民基本台帳	12,391	9,361	7,369	4,500
		個人番号	14	7	5	14
		印鑑登録	1,142	1,116	1,025	1,023
		その他諸証明	83	77	70	39
		公的年金等	71	609	582	1,453
		住居表示証明	0	0	0	0
		小計	29,208	25,124	20,575	13,422
	福祉関係		474	377	393	336
	計 ③		30,143	26,002	21,474	14,246
合計 ①+②+③		42,186	36,775	31,674	25,132	17,391

(1) 管 理 担 当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
公金（出納） 取扱	歳 入 金 収 納	7,947 件	7,721 件	7,224 件	7,673 件	7,486 件
		41,224,227 円	39,867,665 円	45,870,202 円	39,405,972 円	46,085,248 円
	公 金 支 払	61 件	48 件	43 件	26 件	28 件
		1,015,802 円	906,066 円	463,591 円	299,671 円	370,545 円
計 ①		8,008 件	7,769 件	7,267 件	7,699 件	7,514 件
税証明発行等	所 得 関 係	448 件	249 件	272 件	313 件	225 件
	不 動 産 関 係	21 件	32 件	113 件	47 件	32 件
	そ の 他	53 件	58 件	51 件	67 件	60 件
	軽 自 動 車 納 税 証 明	38 件	46 件	33 件	36 件	35 件
	関 覧	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	計 ②	560 件	385 件	469 件	463 件	352 件
軽 自 動 車 各 種 届 出		18 件	27 件	36 件	45 件	35 件
自動車臨時運行 許 可 証 発 行		76 件	65 件	83 件	85 件	77 件
出稼労働者手帳 交 付		0 件	1 件	0 件	1 件	0 件
町 会 交 付 金 補 助 申 請 等 受 付		13 件	39 件	37 件	38 件	31 件
街 路 灯 補 助 金 申 請 等 受 付		59 件	70 件	78 件	79 件	65 件
市 民 相 談 受 付		7 件	0 件	0 件	0 件	0 件
児 童 ・ 生 徒 転 入 学 学 校 指 定 受 付		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
し 尿 処 理 手 数 料 除 外 認 定 申 請 受 付		10 件	10 件	9 件	14 件	17 件
計 ③		183 件	212 件	243 件	262 件	225 件
合 計 ①＋②＋③		8,751 件	8,366 件	7,979 件	8,424 件	8,091 件

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
所得 関係	所得金額のみ	0	0	1	0	0
	所得・控除内訳	0	0	0	0	0
	所得・控除・課税	448	249	271	313	225
	計 ①	448	249	272	313	225
不動産 関係	通知	0	0	0	0	0
	評価	18	28	112	43	12
	公課	3	4	1	4	20
	登録	0	0	0	0	0
	法 関 覧	0	0	0	0	0
	計 ②	21	32	113	47	32
その他	課 税	32	26	21	21	23
	納 税	16	29	27	44	36
	営 業	5	3	3	2	1
	計 ③	53	58	51	67	60
軽自動車納税証明 ④		38	46	33	36	35
関 覧 ⑤		0	0	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		560	385	469	463	352

軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
取得・名義変更		7	11	14	7	8
廃 車 等		6	7	13	11	6
合 計		13	18	27	18	14

(2) 住 民 担 当

①国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成・介護保険に関する各種届出受付 (単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険	取 得	83	80	91	85	138
	喪 失	62	67	59	66	67
	異 動	20	38	21	28	33
	そ の 他	744	517	517	493	430
	給 付	342	252	207	193	127
	計 ①	1,251	954	895	865	795
国民年金	取 得	53	39	29	41	40
	喪 失	1	0	1	1	0
	変 更	14	17	13	18	13
	裁 定 請 求 等	22	11	29	36	30
	そ の 他	272	227	174	214	182
	計 ②	362	294	246	310	265
後 期 高 齢 ③		847	638	603	717	685
医療助成	重 度	80	23	64	89	56
	子 ど も	118	91	49	64	58
	ひ と り 親	62	37	23	22	21
	計 ④	260	151	136	175	135
介護保険	資 格 管 理	0	0	0	0	0
	賦 課	0	0	0	0	0
	給 付	0	0	0	0	0
	認 定 申 請	0	0	0	0	0
	計 ⑤	0	0	0	0	0
	介 護 保 険 料	209	105	98	142	109
	高 齢 者 支 援	313	191	165	194	176
	介 護 サ ー ビ ス	33	19	39	20	44
	介 護 認 定	17	38	39	39	23
	計 ⑥	572	353	341	395	352
	合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥	3,292	2,390	2,221	2,462	2,232

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
戸 籍	出 生	8	13	11	9	8
	死 亡	4	1	3	7	4
	婚 姻	2	9	1	1	4
	離 婚	2	2	2	2	3
	転 籍	4	4	9	7	4
	そ の 他 の 届	5	6	10	6	3
	不受理申出等	0	1	0	1	0
	計 ①	25	36	36	33	26
住 民 基 本 台 帳	転 入	33	34	31	33	34
	転 出	51	55	62	40	39
	転 居	49	85	82	72	81
	世帯主変更等	29	27	36	30	35
	そ の 他	28	51	39	31	31
	計 ②	190	252	250	206	220
個 人 番 号	記 載 変 更	51	33	49	57	74
	そ の 他	0	0	2	0	2
	計 ③	51	33	51	57	76
印 鑑 登 録	新 規 登 録	118	118	112	115	91
	廃 止 ・ 亡 失	71	59	54	68	35
	計 ④	189	177	166	183	126
埋 火 葬 許 可	死 体	4	1	3	7	4
	死 胎	0	0	0	0	0
	計 ⑤	4	1	3	7	4
母子健康手帳交付⑥		2	2	0	2	1
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		461	501	506	488	453

③戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
戸籍	戸 籍 謄 本	504	488	391	501	506
	戸 籍 謄 本 (広 域 交 付)	—	—	—	—	2
	戸 籍 抄 本	85	82	68	76	43
	戸 籍 (公 用)	14,642	13,059	10,807	5,534	1,820
	除 籍 謄 本	272	323	256	274	335
	除 籍 謄 本 (広 域 交 付)	—	—	—	—	4
	除 籍 抄 本	3	0	1	1	1
	記 載 事 項 証 明	0	0	0	1	0
	受 理 証 明	1	2	1	6	4
	計 ①	15,507	13,954	11,524	6,393	2,715
住民基本台帳	住 民 票	1,473	1,479	1,372	1,340	1,209
	住民票(広域交付)	4	0	2	1	1
	住 民 票 (公 用)	4,641	2,296	1,398	1,025	462
	戸 籍 の 附 票	36	38	47	49	51
	戸籍の附票(公用)	6,223	5,536	4,538	2,074	560
	記 載 事 項 証 明	14	12	12	11	12
	計 ②	12,391	9,361	7,369	4,500	2,295
個人番号	通 知 カ ー ド	12	5	—	—	—
	個 人 番 号 カ ー ド	2	2	5	14	15
	計 ③	14	7	5	14	15
印鑑登録	印 鑑 証 明	1,087	1,079	983	977	806
	印鑑登録証再交付	55	37	42	46	30
	計 ④	1,142	1,116	1,025	1,023	836
その他諸証明	身 分 証 明	29	28	29	19	20
	不 在	0	0	0	1	0
	年 金	7	5	10	6	7
	そ の 他 (公 用 等)	47	44	31	13	3
	計 ⑤	83	77	70	39	30
公的年金等(無料)	公 的 年 金	0	0	0	0	0
	出 稼 手 帳	0	1	0	2	0
	通 知 カ ー ド	0	0	—	—	—
	個 人 番 号 カ ー ド	69	606	578	1,450	412
	出 産 育 児 一 時 金	0	0	0	0	0
	労基法57,111条関係	2	2	4	1	4
	計 ⑥	71	609	582	1,453	416
住 居 表 示 証 明 ⑦		0	0	0	0	0
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		29,208	25,124	20,575	13,422	6,307

(注) 住民票広域交付は平成15年度から、公用は平成17年度から、通知カード・個人番号カードは平成27年度から
通知カードの新規発行等の手続きは令和2年5月25日以後廃止
戸籍謄本および除籍謄本の広域交付は令和6年3月1日から制度開始

④福祉関係受付

(単位:件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交通利用証・現況届等合計	474	377	393	336	308

§ 14 亀 田 支 所

1 概 況

ア 沿革

明治35年	4月	1日	町村制実施	亀田村
昭和37年	1月	1日	町制を施行	亀田町
昭和46年	11月	1日	市制を施行	亀田市
昭和48年	12月	1日	函館市と合併	函館市

イ 庁舎の概要

所在地	函館市美原1丁目26番8号		
敷地面積	3,257.51㎡		
規模	鉄筋コンクリート造8階建 共同住宅併設(3階～8階) 庁舎本体建築延床面積 2,246.72㎡ 1階床面積 1,167.44㎡ 2階床面積 1,079.28㎡		
取得費	458,917,000円		
竣工年月日	着手 昭和53年 5月26日 完成 昭和53年12月 7日		

2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
管 理 担 当	公 金 （ 出 納 ） 取 扱		2, 740	2, 426	2, 059	2, 197	8, 825
	税 証 明 発 行 等		16, 561	12, 191	12, 090	11, 813	9, 820
	軽自動車各種届出等		1, 895	1, 628	1, 627	1, 491	1, 562
	計 ①		21, 196	16, 245	15, 776	15, 501	20, 207
民 生 担 当	国 民 健 康 保 険		13, 374	11, 511	11, 259	11, 030	10, 543
	国 民 年 金		5, 381	4, 325	3, 781	3, 816	3, 916
	後 期 高 齢		5, 810	5, 265	5, 453	5, 955	6, 184
	医 療 助 成		4, 434	3, 768	3, 258	3, 518	3, 801
	計 ②		28, 999	24, 869	23, 751	24, 319	24, 444
戸 籍 住 民 担 当	届 出 関 係	戸 籍	1, 725	1, 519	1, 348	1, 445	1, 295
		住民基本台帳	10, 719	10, 150	9, 593	9, 178	8, 824
		個 人 番 号	3, 574	1, 718	1, 885	2, 696	3, 657
		印 鑑 登 録	5, 115	4, 506	4, 203	3, 894	3, 655
		埋 火 葬 許 可	109	81	70	106	140
		その他諸届出	116	115	98	95	91
		小 計	21, 358	18, 089	17, 197	17, 414	17, 662
	証 明 書 発 行 関 係	戸 籍	19, 046	16, 134	15, 265	15, 848	15, 710
		住民基本台帳	48, 517	42, 983	40, 677	36, 556	29, 191
		個 人 番 号	477	161	70	160	273
		印 鑑 登 録	26, 897	23, 354	20, 702	18, 008	15, 703
		その他諸証明	1, 111	1, 051	1, 046	1, 000	721
		公 的 年 金 等	2, 459	10, 141	15, 775	20, 187	9, 686
		住居表示証明	37	28	26	25	26
		小 計	98, 544	93, 852	93, 561	91, 784	71, 310
	計 ③		119, 902	111, 941	110, 758	109, 198	88, 972
	合 計 ①＋②＋③		170, 097	153, 055	150, 285	149, 018	133, 623

(1) 管 理 担 当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公金（出納）取扱※	歳入金収納	2,318件	2,089件	1,799件	2,001件	8,629件
		23,336,403円	21,716,701円	17,040,079円	18,998,365円	100,846,694円
	公 金 支 払	422件	337件	260件	196件	196件
		5,709,410円	5,611,221円	2,093,247円	2,492,937円	35,458,446円
計 ①		2,740件	2,426件	2,059件	2,197件	8,825件
税 証 明 発 行 等	所 得 関 係	11,652件	7,604件	7,741件	7,254件	6,579件
	不動産関係	1,428件	1,275件	1,207件	1,245件	1,307件
	そ の 他	1,218件	1,304件	1,153件	1,550件	1,114件
	軽自動車 納税証明	2,263件	2,008件	1,989件	1,764件	820件
	関 覧	0件	0件	0件	0件	0件
	計 ②	16,561件	12,191件	12,090件	11,813件	9,820件
軽自動車 各種届出		537件	467件	538件	521件	558件
自動車臨時運行 許可証発行		1,014件	850件	812件	731件	741件
町会交付金 補助申請等受付		39件	34件	40件	28件	27件
街路灯補助金 申請等受付		59件	60件	55件	31件	33件
市民特別相談 （法 律）		98件	75件	55件	61件	85件
し尿処理手数料 除外認定申請受付		148件	142件	127件	119件	118件
計 ③		1,895件	1,628件	1,627件	1,491件	1,562件
合 計 ①+②+③		21,196件	16,245件	15,776件	15,501件	20,207件

※令和5年9月末まで：指定金融機関派出所業務時間外（午前8時45分～午前9時，午後4時～午後5時30分）において取扱った
市税等収入や公金支払件数・金額

令和5年10月以降：公金取扱窓口（午前8時45分～午後5時30分）において取扱った市税等収入や公金支払件数・金額
（令和5年9月末の指定金融機関派出所の廃止によるもの）

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得 関係	所得金額のみ	3	0	2	1	3
	所得・控除内訳	0	0	0	0	0
	所得・控除・課税	11,649	7,604	7,739	7,253	6,576
	計 ①	11,652	7,604	7,741	7,254	6,579
不動産 関係	通 知	0	0	0	0	0
	評 価	613	544	431	482	508
	公 課	804	718	772	754	794
	登 録	8	7	2	7	3
	法 関 覧	0	0	0	0	0
	そ の 他	3	6	2	2	2
計 ②		1,428	1,275	1,207	1,245	1,307
そ の 他	課 税	449	450	468	749	365
	納 税	673	768	622	732	695
	営 業	96	86	63	69	54
	計 ③	1,218	1,304	1,153	1,550	1,114
軽自動車納税証明④		2,263	2,008	1,989	1,764	820
関 覧⑤		0	0	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		16,561	12,191	12,090	10,263	9,820

軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取得・名義変更	333	273	321	309	357
廃 車 等	204	194	217	212	201
合 計	537	467	538	521	558

(2) 民 生 担 当

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付 (単位：件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険	取 得	2,257	2,037	2,128	2,292	2,237
	喪 失	1,930	1,617	1,577	1,812	1,693
	異 動	718	661	709	593	543
	そ の 他	2,774	2,766	2,633	2,603	2,716
	給 付	5,695	4,430	4,212	3,730	3,354
	計 ①	13,374	11,511	11,259	11,030	10,543
国民年金	取 得	1,531	1,131	1,089	1,190	1,247
	喪 失	144	99	119	97	162
	変 更	509	531	594	520	518
	裁 定 請 求 等	110	82	130	99	87
	そ の 他	3,087	2,482	1,849	1,910	1,902
	計 ②	5,381	4,325	3,781	3,816	3,916
後 期 高 齢 ③		5,810	5,265	5,453	5,955	6,184
医療助成	重 度	874	700	600	715	773
	子 ど も	2,276	2,008	1,764	1,748	1,944
	ひ と り 親	1,284	1,060	894	1,055	1,084
	計 ④	4,434	3,768	3,258	3,518	3,801
合 計 ①+②+③+④		28,999	24,869	23,751	24,319	24,444

(3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸 籍	出 生	527	518	463	441	405
	死 亡	96	71	60	93	132
	婚 姻	154	153	129	137	120
	離 婚	182	153	137	169	138
	転 籍	337	257	259	280	233
	そ の 他 の 届	405	343	283	315	251
	不 受 理 申 出 等	24	24	17	10	16
	計 ①	1,725	1,519	1,348	1,445	1,295
住 民 基 本 台 帳	転 入	2,182	2,048	1,997	2,004	1,976
	転 出	2,692	2,430	2,447	2,191	2,178
	転 居	3,191	3,111	2,967	2,764	2,650
	世 帯 主 等 変 更 届	745	763	629	708	680
	そ の 他	1,909	1,798	1,553	1,511	1,340
	計 ②	10,719	10,150	9,593	9,178	8,824
個 人 番 号	記 載 変 更	3,559	1,708	1,870	2,696	3,628
	そ の 他	15	10	15	0	29
	計 ③	3,574	1,718	1,885	2,696	3,657
印 鑑 登 録	新 規 登 録	3,657	3,248	3,073	2,914	2,780
	廃 止 ・ 亡 失	1,458	1,258	1,130	980	875
	計 ④	5,115	4,506	4,203	3,894	3,655
埋 火 葬 許 可	死 体	96	71	60	99	132
	死 胎	13	10	10	7	8
	計 ⑤	109	81	70	106	140
そ の 他 諸 届 出	出 稼 労 働 者 手 帳 交 付	4	1	4	0	2
	母 子 健 康 手 帳 交 付 受 付	67	59	53	60	48
	児 童 ・ 生 徒 転 入 学 届 出 指 定 受 付	45	55	41	35	41
	計 ⑥	116	115	98	95	91
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		21,358	18,089	17,197	17,414	17,662

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸籍	戸 籍 謄 本	11,413	9,918	9,184	9,203	9,404
	戸 籍 謄 本 (広 域 交 付)	—	—	—	—	99
	戸 籍 抄 本	2,698	1,888	1,456	1,489	1,119
	除 籍 謄 本	4,779	4,195	4,466	5,036	4,715
	除 籍 謄 本 (広 域 交 付)	—	—	—	—	214
	除 籍 抄 本	31	30	45	31	63
	記 載 事 項 証 明	8	2	5	1	1
	受 理 証 明	117	101	109	88	95
	計 ①	19,046	16,134	15,265	15,848	15,710
住民基本台帳	住 民 票	46,669	41,414	39,170	34,893	27,545
	住 民 票 (広 域 交 付)	34	48	59	52	47
	戸 籍 の 附 票	1,193	974	924	1,020	1,142
	記 載 事 項 証 明	621	547	524	591	457
	計 ②	48,517	42,983	40,677	36,556	29,191
個人番号	通 知 カ ー ド	447	79	—	—	—
	個人番号カード	30	82	70	160	273
	計 ③	477	161	70	160	273
印鑑登録	印 鑑 証 明	25,827	22,429	19,871	17,263	15,067
	印鑑登録証再交付	1,070	925	831	745	636
	計 ④	26,897	23,354	20,702	18,008	15,703
その他諸証明	身 分 証 明	818	818	804	759	513
	不 在	47	28	27	35	40
	年 金	197	159	166	158	130
	そ の 他	49	46	49	48	38
	計 ⑤	1,111	1,051	1,046	1,000	721
公的年金等(無料)	公 的 年 金	4	0	0	0	0
	出 稼 手 帳	4	1	4	0	2
	通 知 カ ー ド	33	3	—	—	—
	個人番号カード	2,376	10,032	15,676	20,094	9,599
	出産育児一時金	7	6	5	2	9
	労基法57,111条関係	35	99	90	91	76
	計 ⑥	2,459	10,141	15,775	20,187	9,686
住 居 表 示 証 明⑦		37	28	26	25	26
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		98,544	93,852	93,561	91,784	71,310

(注) 除籍謄(抄)本には、改製原戸籍謄(抄)本の発行件数を含む
通知カードの新規発行等の手続きは令和2年5月25日以降廃止
戸籍謄本および除籍謄本の広域交付は令和6年3月1日から制度開始

市 民 部 の 概 要
(令和 6 年度(2024年度)版)

令和 6 年 9 月 発行

編集・発行 函館市市民部市民・男女共同参画課
函館市東雲町 4 番 1 3 号
電話 (0138)21-3131